

第3期

湯梨浜町 障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

第5期

湯梨浜町 障がい福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

第1期

湯梨浜町 障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

共に支え合い 笑顔いっぱいの まちづくり



ノーマライゼーションの理念に基づく
共生する社会の実現に向けて



平成30年3月

湯梨浜町

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の性格と位置づけ	
3 計画実施期間	
4 計画の策定体制	
第2章 第2期計画の施策の評価と課題	7
第3章 障がいのある人の現状と課題	14
1 障がいのある人の人数	
2 障がいのある人の生活状況	
第4章 計画の基本的な考え方	43
1 計画の基本理念	
2 目指す社会像	
3 基本目標	
4 計画の基本目標	
第2部 各論	53
第5章 第3期障がい者計画	54
1 施策の展開	
基本目標1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進	
基本目標2 障がいのある人の社会活動支援	
基本目標3 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進	
基本目標4 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	
基本目標5 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの 推進	
第6章 第5期障がい福祉計画	74
基本目標6 障がいのある人に対する地域生活の支援 【障がい福祉計画】	
第7章 第1期障がい児福祉計画	102
基本目標7 社会で生きる力を高める支援の充実 【障がい児福祉計画】	

第8章 計画の進行管理…………… 1 1 7

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 行財政の効率的運用

資料

- 1 用語解説
- 2 相談機関名簿

資料（別冊）

- 1 障がい福祉サービス等ニーズ調査結果
- 2 障がい児の保護者のニーズ調査結果

* 「障害」の表記について

湯梨浜町では、平成22年9月1日より「障害」の表記を原則「障がい」とすることとしました。

この計画の文章中、原則「障がい」としてはいますが、関係法令名及び関係法令を根拠とする制度等や関係機関、団体名などについては、「障害」と表記しています。

本文中のマークの説明



本文中で使用しているこのマークは、平成29年9月に施行された「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）により導入された「ヘルプマーク」です。義足や人工関節を使用している人、内部障がいの人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

第 1 部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成24年3月に「共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり」を基本理念とした第2期湯梨浜町障がい者計画を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進してきました。

計画策定後、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。この間、「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）が平成25年4月に施行され、障がい者の範囲に難病等を加えるなどの範囲の拡大や障がい者支援区分の創設、障がい福祉サービスの変更など、制度の見直しが図られました。さらに「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実やサービスの質の確保や向上に向けた環境整備など、障がい者の望む地域生活の支援を図るため、障害者総合支援法が改正され、平成30年4月に施行されることとなっています。また、児童福祉法も同時に改正されました。主な改正点としては、居宅訪問し発達支援を提供するサービスの新設や医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進を努力義務とすることなどとされています。

労働・雇用面においては、在宅就業障がい者の自立促進や障がい者就労施設の受注機会の確保に向け、国や地方公共団体等の公共機関が優先的に物品等を調達することに努めることを責務とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、障害者優先調達推進法）が平成25年4月に施行されました。また「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法）が改正され、平成28年4月より雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や、事業者に対し過重な負担を及ぼさない範囲で障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。

さらに、平成28年4月に、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行されました。

本県においては、平成25年10月に手話言語条例が制定され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念が定められ、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割が明確にされました。

そして、平成29年9月に「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称 あいサポート条例）が制定されました。これは「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動をはじ

めとしたこれまでの取り組みを継続発展させるとともに、障がいの特性に応じた情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障や就労の機会の確保、芸術文化やスポーツを通じた社会参加など、すべての障がい者が個性や能力を発揮できるような地域社会の実現を目指したものです。

こうした国・県の障がい者施策が大きく変遷する中、本町の障がい者福祉の現状や課題を踏まえ、第3期湯梨浜町障がい者計画を策定しました。本計画は、第5期障がい福祉計画及び児童福祉法の改正により策定が義務化された第1期障がい児福祉計画も同時に策定し、一体化した計画としています。

本計画は、誰もが互いを尊重し、支え合い、安心して生活できる共生社会の実現と障がい福祉の向上のために、本町における中長期的な障がい者施策の指針を示すものです。年齢を問わず、すべての障がい者のさまざまな支援ニーズに積極的に対応し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「第3期障がい者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「第5期障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「第1期障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

「第3期障がい者計画」は、障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策を総合的に推進していき、湯梨浜町の障がい者施策の中長期的な指針となるものです。また「第5期障がい者福祉計画」と「第1期障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス及び障がいのある子どもへの支援（通所支援、相談支援）の提供体制の整備を図るために、数値目標やサービス見込量を定めた実施計画に位置づけられます。

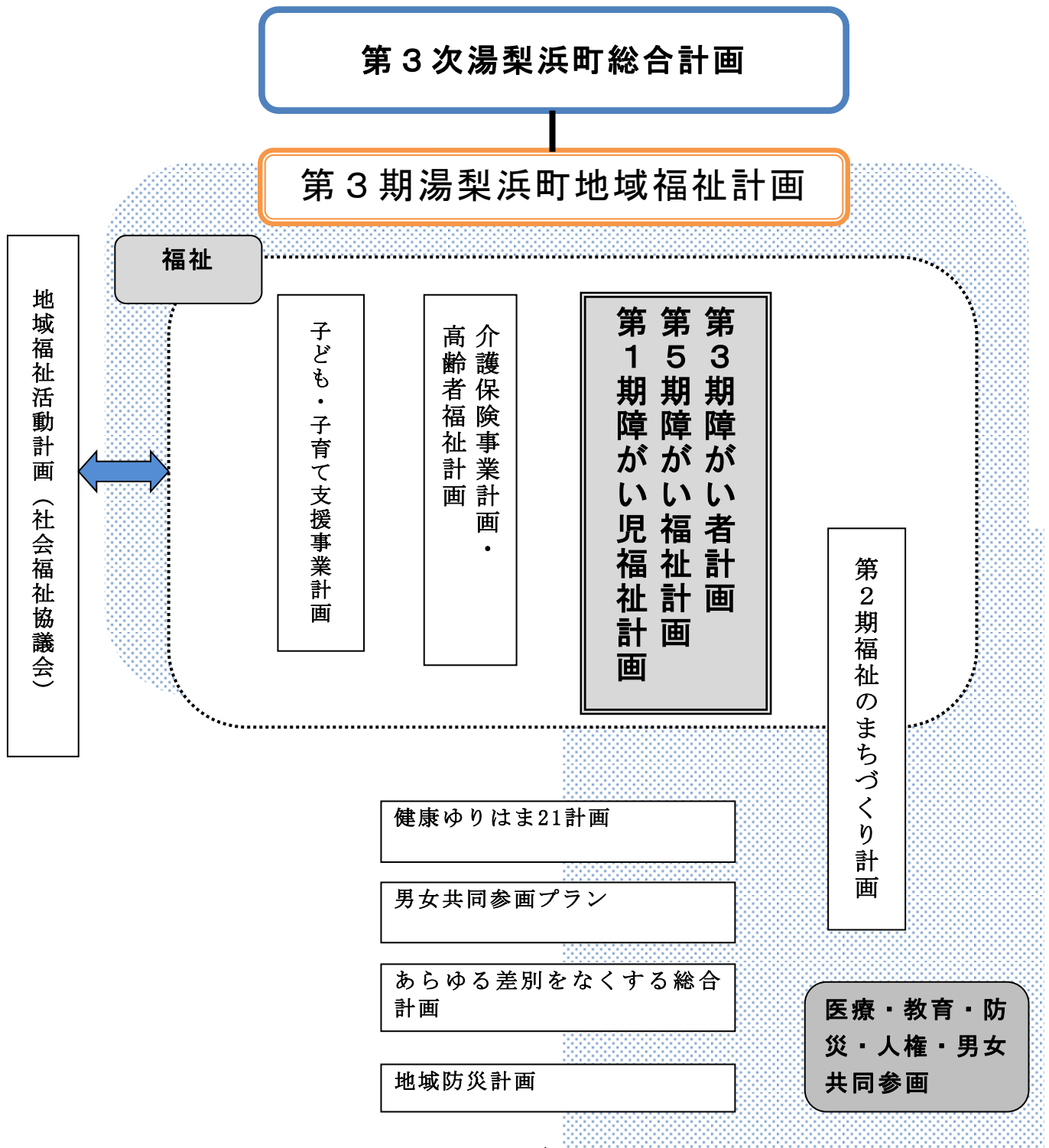
本計画は、これら3つの性格を併せ持つ計画として、一体的に策定するものです。

第3期湯梨浜町障がい者計画

第5期湯梨浜町
障がい福祉計画

第1期湯梨浜町
障がい児福祉計画

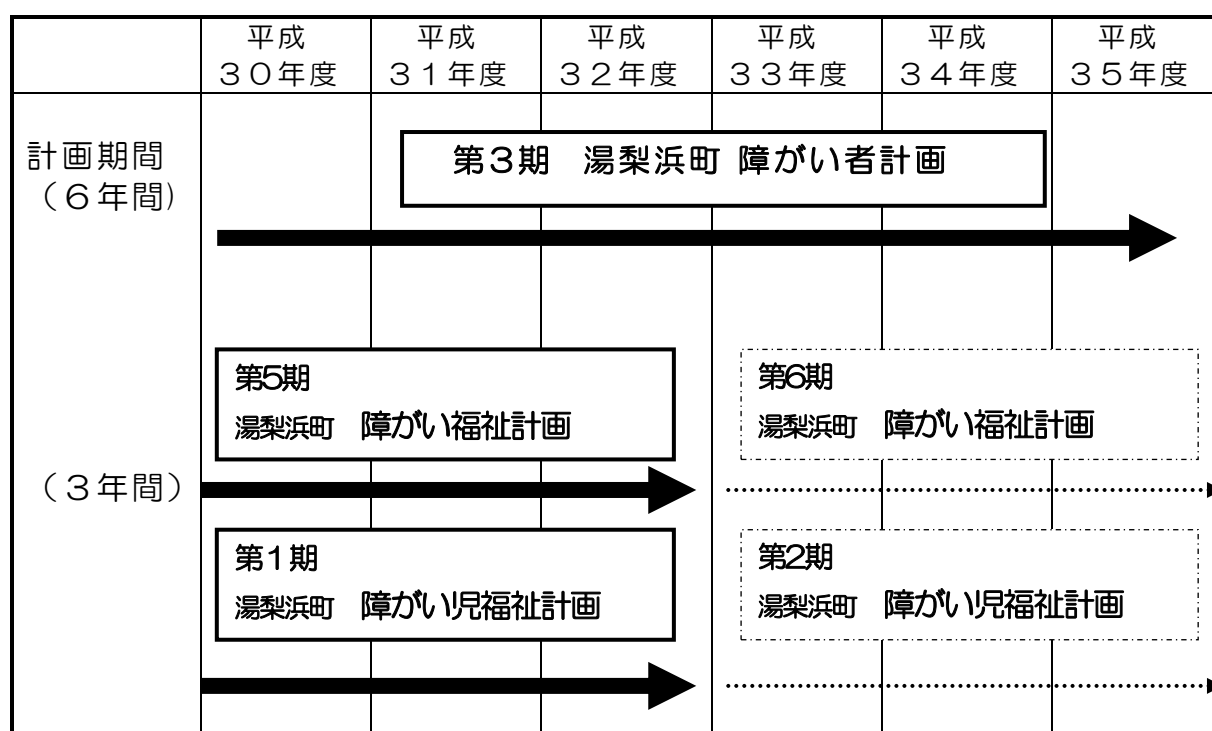
また、本計画は「第3次湯梨浜町総合計画」、「第3期湯梨浜町地域福祉計画」におけるまちづくりの基本目標の実現に向け、障がい者施策の観点からその具体化を図る個別計画と位置付け、両計画との整合性を図っています。「障がいの有無に関わらず、社会を構成する一員として共に生活し活動する」というノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、諸計画との整合・調和を図っています。



3. 計画実施期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6か年を計画期間として策定します。なお、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画は3年を1期として定める計画とされていることから、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画については、平成30年度から平成32年度までの計画を策定します。

なお、本計画は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを行うものとします。



4. 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、当事者団体等の参画のもとに、可能な限り幅の広い意見の聴取と施策に係る広報・啓発に努めました。

(1) 計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、障がい当事者、学識経験者、施設関係者、相談支援者、障がい関係団体、社会福祉協議会、町教育委員会指導主事などで構成する湯梨浜町障がい者自立支援協議会のメンバーによる「第3期湯梨浜

町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定委員会」により、さまざまな角度から本町における障がい福祉施策の方向性と具体策について、議論と審議を行いました。

(2) 庁内関係部局の連携体制

今回の計画は、障がい児福祉計画の策定も同時に行っているため、子育て支援課職員も事務局として、計画の策定にあたりました。

また、地域福祉計画、介護保険事業計画、高齢者福祉計画などの各個別計画と整合性を図るため、庁内の関係部局と連携の上、計画の策定を進めました。

(3) 住民参加とニーズ調査による意見の聴取

計画の策定において、住民及び当事者、関係者の意見を取り入れ意向を盛り込むために、計画策定委員会の委員として、当事者をはじめとした関係機関からの参画を得ました。

また、障がいのある人の実態とサービス等に対するニーズを把握し、今後の福祉施策推進のための基礎資料として、アンケートを実施しました。

障がい児福祉計画については、県と共同で保護者に対し、ニーズ調査を実施しました。

これらの調査で得られた意識やニーズを取り入れ、計画策定における方向性を決めました。

(4) パブリックコメントによる意見の募集

平成30年2月に町ホームページに計画素案を掲載するとともに、役場（総合福祉課）をはじめとする主要公共施設で閲覧できるようにし、広く住民の意見を募集しました。

第2章 第2期計画の施策の評価と課題

町は、第2期障がい者計画に基づき、各施策を展開してきました。取り組んできた主な事業は次のとおりです。

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

- (1) 共生社会への啓発活動の推進
- (2) 人権・権利擁護の推進
- (3) 地域における支え合い活動の促進

(取組事業)

- ① 心のバリアフリーの推進
- ② あいサポート運動の推進
- ③ 障がいのある人の人権に関する啓発・広報活動の充実
- ④ 福祉教育の推進
- ⑤ 地域福祉権利擁護事業等の推進
- ⑥ 権利擁護、権利侵害への取り組み
- ⑦ 障がい者虐待防止センターの設置
- ⑧ 地域福祉活動の充実
- ⑨ 地域の見守り・支え愛活動の活発化
- ⑩ 地域福祉計画の推進
- ⑪ 緊急通報システムを活用した地域支え合いの充実

【評価と課題】

- ・ 障がい者差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指して、住民、事業所等に対して、あいサポーター運動、認知症サポーター養成講座、ゆりはま人権セミナー、人権教育座談会などにより意識啓発に努めてきました。参加者の固定化や減少などの課題はありますが、今後も繰り返し研修を実施することで人権意識の醸成、定着を図っていきます。
- ・ 一方、福祉・人権意識の醸成には幼少期からの教育が重要です。すべての人が尊重され、共に支えあう「共生力」を身に付けていくため、小中学校での福祉教育、社会福祉協議会主催の福祉体験学習などを実施しています。
- ・ 権利擁護、成年後見制度事業の推進については、権利擁護にかかる相談対応や虐待の早期発見などに資するため、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議で地域関係者のネットワーク構築を図っています。しかし

制度について知らない人も多く、制度の効果的な周知に努めていく必要があります。

- 共生社会の実現を目指すためには、地域での支援体制の確立やNPO、ボランティア活動の活性化が必要です。本町では平成29年3月に、「みんなで支え、共に生きる地域づくり」「地域福祉を支える体制づくり」などを基本目標とする第3期地域福祉計画を策定しました。
- 具体的には、社会福祉協議会と連携の上、民生児童委員、愛の輪協力員、福祉推進員など地域福祉の軸となる「見守り隊」を中心とした見守り体制の強化、保健福祉会による地域福祉活動の活性化促進、地域福祉を担うひとづくりとしてのボランティアの育成支援などに努めていきます。また、一人暮らしの高齢者や障がい者を対象に、緊急時に音声告知器を通じて協力者へメール等で通知する緊急通報事業や、自然災害時に一人暮らし高齢者や高齢者世帯に電話や訪問で注意喚起を行う相談支援強化事業を実施し、緊急時にも安全な支援体制の整備を図っています。

2. 障がいのある人に対する地域生活の支援【障がい福祉計画】

第4期障がい福祉計画の評価と課題については第6章「障がいのある人に対する地域生活の支援」に記載します。

3. 障がいのある人の社会活動支援

- (1) 就労の支援
- (2) コミュニケーション支援の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

(取組事業)

- ① 障がい者雇用の促進、普及啓発
- ② 公的機関における雇用拡大の推進
- ③ 福祉的就労の推進と一般就労への移行支援
- ④ 情報伝達手段の充実
- ⑤ 聴覚に障がいのある人の集いの場の確保
- ⑥ 情報バリアフリー化の推進
- ⑦ 移動支援の充実
- ⑧ 生涯学習の推進
- ⑨ スポーツ・レクリエーションの推進

【評価と課題】

- ・ 障がい者雇用の促進、普及啓発については国が広域的に取り組むことが合理的であり、事業者と当事者といった双方向の支援を展開していく必要があります。
- ・ 市町村で担える部分としては、障がいのある人の適性に応じたきめ細やかな支援を実施することや、障がいのある人の収入安定化に資するために障害者優先調達推進法の一層の推進を図ることなどが挙げられます。
- ・ 視覚障がいのある人に対しては声の広報の発行や町立図書館に拡大読書器を設置するなど、情報伝達手段の確保を図っています。
- ・ 聴覚障がいのある人に対しては、円滑な意思疎通と社会参加促進のために、手話通訳、要約筆記の派遣事業などを行っています。しかし、町行事等における手話通訳者の設置は少数に留まっています。
- ・ 第2期計画では、聴覚障がいのある人の集いの場の確保が課題とされてきました。現在は鳥取県聴覚障がい者協会に委託している「聴覚障がい者生活支援事業」において、健康管理、創作活動などの社会参加活動や時事情報の提供を行って、意思疎通が困難なために閉じこもりがちな聴覚障がいのある人の社会性の養成と心身のリフレッシュの場となっています。
- ・ すべての人にわかりやすい情報バリアフリー化の推進としては、ホームページを全面リニューアルし、アクセシビリティのルールに準拠したサイトとしました。また、音声告知器や文字情報の積極的活用や日常生活用具制度の利用促進など、情報格差の解消を図っています。
- ・ スポーツ、レクリエーション、生涯学習の充実としては、一般施策としての公民館事業や文化活動の推進を行っています。また障がいのある人に特化した事業としては、障がい者体育大会の参加促進や三幸会などの当事者会、障がい者地域活動支援センターにおける地域交流、趣味活動への参加を促進し、障がいのある人の生活が彩り豊かなものになるよう取り組んでいます。
- ・ 2020年(平成32年)には東京オリンピック、パラリンピックが開催され、障がい者スポーツへの関心が高まることが予想されます。この期を捉えて、障がい者スポーツの普及促進を更に行う必要があります。

4. 健やかで安心できる保健・医療施策の推進

- (1) 療育体制の充実
- (2) 発達障がい、高次脳機能障がい、精神に障がいのある人への支援
- (3) 保健・医療体制の充実

(取組事業)

- ① 早期支援の充実

- ② 相談支援体制の充実
- ③ 特別支援教育の実施
- ④ 発達障がいや高次脳機能障がいのある人の就労支援
- ⑤ 発達障がいや高次脳機能障がいの正しい理解
- ⑥ 精神保健福祉に関する普及啓発活動の推進
- ⑦ 居場所づくりの検討
- ⑧ 精神障がいのある人の社会復帰への支援
- ⑨ 精神障がいのある人の退院促進の支援
- ⑩ 思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立
- ⑪ 母子保健の充実
- ⑫ 乳幼児健康診査の充実
- ⑬ 生活習慣病の予防
- ⑭ 障がいのある人への医療費、交通費助成
- ⑮ 在宅ケアの充実

【評価と課題】

- 早期支援の充実としては、平成29年度に子育て世代包括支援センターを町子育て支援課に設置しました。母子保健の視点から、妊娠・出産から育児までの切れ目ない支援の拠点として相談支援を行っています。また、センターの相談支援体制を充実させるために、倉吉児童相談所、医療機関、療育センターなど相談機関との連携を一層密にする必要があります。
- 近年増加している発達障がいへ対応するため、障がいの早期発見からはじまり、ライフステージにあわせた一貫性のある支援や周囲への障がいについての正しい理解の啓発が重要です。乳幼児健診や5歳児健診などで、早期発見に努め、学齢期には一人一人の特性に応じた特別支援教育の充実を図っています。また成人期については、社会生活の適応や満足な就労を行うために就労移行支援や就労支援を行っています。次のライフステージに移行する過程で支援が途切れてしまう課題があります。
- 年齢に応じて優先すべき支援が変化していくため、今後も医療・福祉・教育・就労などの関係機関が連携を取りながら、継続して支援していくことが重要です。
- 平成28年に鳥取県高次脳機能障がい支援拠点機関として、医療法人十字会野島病院に高次脳機能センターが移転され、専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。
- 精神障がいについては、引き続き正しい理解と偏見の是正が特に必要です。国では精神障がいのある人の地域移行を進めていますが、就労、住環境の整備、家族や周囲の理解など、さまざまな課題解決が必要になってきます。

また、現在ひきこもりが社会的課題になっていますが、長期間自宅にひきこもっている人の中には精神疾患や障がい背景になっている人も一定数いると思われます。しかし、当人や家族の認識不足や困り感の無さなどで行政が実態を把握できず、必要な支援が受けられない場合もあります。

- 精神に障がいのある人の休日の居場所づくりについては、公民館事業などを活用した居場所の確保と余暇活動の充実、生きがいづくりを図っています。公民館事業に参加することで、障がいのある人においては、地域住民との交流が促進され、社会参加への一助となります。また、すべての人に開かれ、学びの場と地域交流の拠点となる公民館事業の効果的運営を図ることができるというメリットもあります。
- 疾病が原因で障がいに進行していく場合もあることから、基本健康診査の積極的な受診勧奨の実施や、健康相談・健康教育の内容を充実させることで、健康意識の高揚や疾病の予防を図っています。
- 在宅ケアについては、医療制度、介護保険制度、障がい福祉制度など目的や年齢に応じて、その人にとって最適なサービスを受けられるよう、地域包括支援センター等と引き続き連携を図っていきます。

5. 障がいのある子どもとその家庭への支援拡充

- (1) 障がいのある子どもの保育、居宅支援サービスの充実
- (2) 障がいのある子どもの教育の充実
- (3) 日中活動の場の確保
- (4) 卒業後の進路支援の充実

(取組事業)

- ① 統合保育の充実
- ② 居宅支援サービスの充実
- ③ 庁内における横断的な取り組みの推進と関係機関との連携の強化
- ④ 特別支援教育の充実
- ⑤ 学校施設の整備
- ⑥ 放課後児童クラブの充実
- ⑦ 障がい児放課後等支援事業の充実
- ⑧ 移行支援の充実

【評価と課題】

- 加配保育教諭等の配置や障がい特性に応じた特別支援学級の配置を行い、個々の児童に必要な支援をきめ細やかに実施しています。

- ・ 特別支援学校・社会福祉施設などとの交流、職場体験学習、社会福祉協議会主催の福祉体験学習及びボランティアスクールや高齢者、障がい者疑似体験学習など、障がいへの理解と認識を深める交流教育を実施しています。
- ・ 障がいのある子どもに対するサービスについては、必要とする子どもへ適切なサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めていく必要があります。
- ・ 学校施設の整備においては、平成31年開校の湯梨浜中学校において、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した設計を行っています。また障がいの状況に応じながら備品や設備で対応していきます。
- ・ 幼児期から学齢期、学齢期から青年期への段階に応じて、一貫した取り組みができるよう、保育、教育、福祉等の一層の連携が必要です。義務教育終了後の青少年を支援する機関（ハートフルスペース）も開設されており、切れ目のない支援体制は確立しつつありますが、支援の網の目から落ちないような仕組みづくりが必要です。

6. 人にやさしいまちづくりの推進

- (1) 人にやさしいまちづくりの総合的推進
- (2) 住宅・生活環境の整備
- (3) 道路・交通環境等移動手段の整備
- (4) 防犯・防災対策の充実

(取組事業)

- ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進
- ② ユニバーサルデザインの積極的な導入
- ③ ガイドヘルプサービスの充実
- ④ 住宅のバリアフリー化の推進
- ⑤ グループホーム等の整備促進
- ⑥ 歩行空間の整備
- ⑦ 低床バス、リフト装置つきバスの転換促進
- ⑧ 緊急時通信手段の充実
- ⑨ 防災訓練の充実
- ⑩ 災害時要援護者の支援体制の充実

【評価及び課題】

- ・ 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の促進について、大規模な改修を即時に行うことは困難ですが、計画的に推進していくことが今後の課題となります。

- 平成28年12月に福祉のまちづくり協議会と町障がい者地域自立支援協議会が共催で公共施設のバリアフリー調査を行いました。鳥取県中部地震の発生直後ということもあり、障がいのある人の視点から避難所指定されている公共施設（ハワイアロハホール、老人福祉センター東湖園、活性化センターはまなす）の機能性や利便性について検証しました。鳥取県福祉のまちづくり条例の施行後に建築された公共施設については、バリアフリー対応がされていますが、バリアフリー対応はされていても障がいのある人にとって利便性が高いのか、多様な特性に対応可能なのか、民間施設も含めて今後も定期的に検証し、改善していく必要があります。
- 民間事業所及び地域交流の拠点となる集会所のバリアフリー化については、改修費用の一部を助成しています。
- 個別のケース対応としては、状況に応じて、介護保険または障がい福祉制度を利用して、障がいのある人が在宅で生活できるような住環境の整備を推進しています。
- 入院、入所している障がい者の地域生活移行の促進において、グループホームの整備も行う必要がありますが、単町での設置は困難であり、県全体で検討していく必要があります。
- ユニバーサルデザインの積極的な導入については、鳥取県が人権局を中心として推進しています。町においては、平成28年度に第2期福祉のまちづくり計画を策定し、「誰もが利用できる、参加できる」というユニバーサルデザインの概念に基づいて各種施策を推進していきます。
- 交通のバリアフリー化については、鳥取県が日本財団と共同プロジェクトを立ち上げ、誰もが安心して移動できる環境の構築をめざし、ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の県内導入を進めています。
- 平成28年10月に発生した鳥取県中部地震をふまえて、障がいのある人の災害対応についても、議論を深めていかなければなりません。「支え愛マップ」の普及や活用をはじめ、情報伝達・避難誘導・避難所運営など、災害時に障がいのある人が安全に避難できる体制を確立する必要があります。

第3章 障がいのある人の現状と課題

1. 障がいのある人の人数

(1) 障がいのある人の人数

平成28年度末現在、湯梨浜町における障がいのある人の数（身体障がいのある人及び知的障がいのある人は各手帳所持者数、精神障がいのある人は自立支援医療（精神）受給者証所持者数）は、1,805人となっています。

内訳は、身体障がいのある人が814人（全体の45.1%）、知的障がいのある人が196人（同10.9%）、精神障がいのある人（自立支援医療受給者）が537人（同29.8%）となっており、平成24年度末と比較すると、身体障がいのある人の割合が減少し、精神障がいのある人の割合が増加しています。

障がいのある人の数の推移を見ると、知的障がいのある人はわずかながら増加しており、精神障がいのある人については、自立支援医療を受けている人は23.1%の伸び率、精神保健福祉手帳を所持している人も18.9%の伸び率となっており、ともに増加しています。

このうち自立支援医療受給者証所持者が増加している要因としては、本人や家族、周囲の人の精神障がいや医療に対する認識や理解が深まったことにより、受診しやすくなったことが考えられます。

また、平成28年度末における湯梨浜町の総人口に占める障がいのある人の割合は10.6%となっています。

図表1 総人口及び障がい者数の推移

各年度末現在における数値（人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年間の 伸び率
総人口	17,486	17,433	17,364	17,154	17,024	
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者（A））	873	859	868	831	814	△6.8%
知的障がい者 （療育手帳所持者（B））	194	194	194	199	196	1.0%
精神障がい者 （上：自立支援医療受給者証所持者（C） 下：精神保健福祉手帳所持者（D））	436	453	485	518	537	23.2%
	217	230	242	252	258	18.9%
障がい者総数 （A）+（B）+（C）+（D）	1,720	1,736	1,789	1,800	1,805	4.9%
障がい者比率	9.8%	10.0%	10.3%	10.5%	10.6%	

出典：鳥取県資料

（注）人口は、住民基本台帳人口及び外国人登録人口である。

(2) 身体障がいのある人の状況

身体に障がいのある人については、平成24年度末から平成28年度末の5年間では、873人から814人とわずかに減少しています。

部位別の割合は、「肢体不自由」の人が52.8%と最も多く、ついで「内部障がい」の人が28.4%となっています。また部位別の推移を見ると、「視覚障がい」の人については15.9%と減少が顕著です。

障がい程度の割合は、平成28年度末現在1級及び2級の人が373人、3級及び4級の人が308人、5級及び6級の人が133人となっており、重度の障がいのある人の割合が45.8%となっています。

また、平成28年度末において、全体で65歳以上の人の占める割合が78.0%となっています。

図表2 部位別身体障がい者数の推移

(各年度末現在数値)(人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年間の伸び率
視覚障がい	82	81	79	76	69	△15.9%
聴覚・平衡機能障がい	88	87	86	78	76	△13.6%
音声・言語機能障がい	6	4	7	7	8	33.3%
肢体不自由	464	449	457	433	430	△7.3%
内部障がい	233	238	239	237	231	△0.9%
（心臓）	142	153	150	147	145	2.1%
（腎臓）	48	51	52	47	43	△10.4%
（呼吸器）	10	6	5	9	10	0.0%
（ぼうこう・直腸）	29	25	29	31	30	3.4%
（小腸）	0	0	0	0	0	0.0%
（免疫）	2	1	1	1	1	△50.0%
（肝臓）	2	2	2	2	2	0.0%
合 計	873	859	868	831	814	△6.8%

出典：鳥取県資料

図表3 等級別身体障がい者数の推移

(各年度末現在数値) (人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	273	281	283	275	269
2級	119	107	107	108	104
3級	131	128	134	126	123
4級	205	203	204	188	185
5級	56	55	57	53	55
6級	89	85	83	81	78
計	873	859	868	831	814

出典：鳥取県資料

図表4 年代別身体障がい者数

(平成28年度末現在数値) (人)

年齢区分	0～17歳	18～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上	計
人数	11	15	41	112	634	813

出典：鳥取県資料 (注) 図表3と図表4の計は一致しない。

図表5 等級別・部位・年齢2区分別数

(平成28年度末現在数値) (人)

障がい別	区 分	手 帳 所持者数	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 がい	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	86人	27人	25人	5人	7人	12人	10人
	計	86人	27人	25人	5人	7人	12人	10人
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	3人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
	18歳以上	94人	4人	9人	11人	20人	1人	49人
	計	97人	4人	9人	11人	20人	1人	52人
(聴覚)	18歳未満	3人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
	18歳以上	93人	4人	9人	10人	20人	1人	49人
	計	96人	4人	9人	10人	20人	1人	52人
(平衡)	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	計	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
音声・言語・そしゃく 機能障がい	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	6人	0人	2人	2人	2人	0人	0人
	計	6人	0人	2人	2人	2人	0人	0人
肢体不自由	18歳未満	10人	4人	4人	0人	0人	0人	2人
	18歳以上	458人	81人	74人	94人	136人	43人	30人
	計	468人	85人	78人	94人	136人	43人	32人

内部障がい (小計)	18歳未満	3人	2人	0人	0人	1人	0人	0人
	18歳以上	225人	158人	2人	21人	44人	0人	0人
	計	228人	160人	2人	21人	45人	0人	0人
(心臓)	18歳未満	2人	1人	0人	0人	1人	0人	0人
	18歳以上	126人	105人	1人	9人	11人	0人	0人
	計	128人	106人	1人	9人	12人	0人	0人
(じん臓)	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	51人	47人	0人	4人	0人	0人	0人
	計	51人	47人	0人	4人	0人	0人	0人
(呼吸器)	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	14人	6人	0人	5人	3人	0人	0人
	計	14人	6人	0人	5人	3人	0人	0人
(ぼうこう又は直腸)	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	33人	0人	0人	3人	30人	0人	0人
	計	33人	0人	0人	3人	30人	0人	0人
(小腸)	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(免疫)	18歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	計	1人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
(肝臓)	18歳未満	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	18歳以上	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	計	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	18歳未満	16人	6人	4人	0人	1人	0人	5人
	18歳以上	869人	270人	112人	133人	209人	56人	89人
	計	885人	276人	116人	133人	210人	56人	94人

出典：鳥取県資料

(3) 知的障がいのある人の状況

知的障がいのある人については、平成24年度末から平成28年度末の5年間でわずかずつ増加しています。このうち中・軽度の知的障がいのある人は、10.9%増加しています。

年代別に見ると、平成28年度末現在、働き盛りの18歳から64歳までの人が141人で、全体の71.9%を占めています。

図表6 程度別知的障がい者数の推移

(各年度末現在数値) (人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年間の伸び率
重度 (A)	102	100	96	98	94	△7.8%
中・軽度 (B)	92	94	98	101	102	10.9%
合計	194	194	194	199	196	1.0%

出典：鳥取県資料

図表7 年代別知的障がい者数

(平成28年度末現在数値) (人)

年齢区分	0～11歳	12～17歳	18～34歳	35～49歳	50～64歳	65歳以上	計
人数	6	14	53	54	34	35	196

出典：鳥取県資料

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障がいのある人については、自立支援医療を受けている人が平成24年度末から平成28年度末までの5年間で101人、23.2%の増加となっています。また、精神保健福祉手帳所持者についても、5年間で41人増加しています。

程度別に見てみると、2級の手帳を所持している人が全体の84.9%を占めており、伸び率も5年間で28.1%伸びています。

年代別にみると、年代が上がるごとに手帳を所持している人が多くなっています。町内に救護施設や障がい者施設があるためだと考えられます。

自立支援医療は、家族を支える働き盛りの年代の受診者が多いのが特徴です。

図表8 程度別精神保健福祉手帳所持者数の推移

(各年度末現在数値) (人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年間の伸び率
1 級	29	29	25	22	21	△27.6%
2 級	171	186	203	214	219	28.1%
3 級	17	15	14	16	18	5.9%
合 計	217	230	242	252	258	18.9%

出典：鳥取県資料

図表 9 自立支援医療（精神）受給者数の推移

（各年度末現在数値）（人）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	5年間の 伸び率
人数	436	453	485	518	537	23.2%

出典：鳥取県資料

図表10 年代別精神保健福祉手帳所持者数

（平成28年度末現在数値）（人）

年齢 区分	0～19歳	20～29歳	30～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	計
人数	4	13	41	34	63	108	263

出典：鳥取県資料

（注）平成29年7月13日時点でシステムデータを集計したため、平成28年度末所持者数と一致しない。

（5）発達障がいのある人の状況

発達障がいのある児童について、医師の診断があった者の平成28年9月1日現在の状況を見ると、3歳未満児3人、在園児（3歳児から5歳児）14人、小学生68人、中学生39人となっています。

発達障がい児数

（平成28年9月1日現在）（人）

	3歳未満児	在園児 (3歳児～5歳児)	小学生	中学生	合計
学習障がい	0	0	4	1	5
注意欠陥多動性障がい	0	1	27	18	46
高機能自閉症	0	0	0	0	0
アスペルガー症候群	0	0	2	1	3
自閉症スペクトラム	1	3	13	1	18
精神運動発達遅滞・言語発達遅滞	1	5	0	0	6
重複	1	5	22	18	46
合 計	3	14	68	39	124

出典：庁内資料（湯梨浜町子育て支援課、教育総務課）

（注）平成28年9月1日現在で医師の診断があるものに限る。

診断基準の改訂により、広汎性発達障がいは自閉症スペクトラムに含まれるとされたため、広汎性発達障がいという項目での調査ではなく、あらたに自閉症スペクトラムという項目での調査となった。

また複数の診断名にまたがる児童を重複として計上した。

※自閉症スペクトラムには自閉症スペクトラムリスクを含む。

2. 障がいのある人の生活状況

(1) 障害福祉サービス等ニーズ調査の結果について

障がいのある人の生活状況と障害福祉サービスの利用に関するニーズ把握のため、「障害福祉サービス等ニーズ調査」を実施しました。アンケート調査の概要は以下のとおりです。

1. 調査対象

- ① 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）、知的障がい者（療育手帳所持者）及び精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者）で、18～64歳の者
- ② 指定難病患者で18～64歳の者

2. 調査方法

郵送調査（調査書の送付及び回収を郵送によるものとした）

3. 調査期間

- ①は平成29年8月10日（木）～平成29年9月1日（金）
- ②は平成29年9月8日（金）～平成29年9月29日（金）

4. 調査対象者数、回答数及び回答率

- ①【対象者】396人 【回答数】201人

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	不明	合計
対象者数	146人	133人	117人		396人
回答数	60人	81人	48人	12人	201人
回答率	41.1%	60.9%	41.0%		50.8%

- * 重複障がいの場合、優先順位は①精神障がい②知的障がい③身体障がいとして計上している。
- * 「不明」は障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれも「持っていない」と回答した者をいう。
- * 割合は特別に表記がない限り、基本的には「無回答」を除いた割合で記載している。

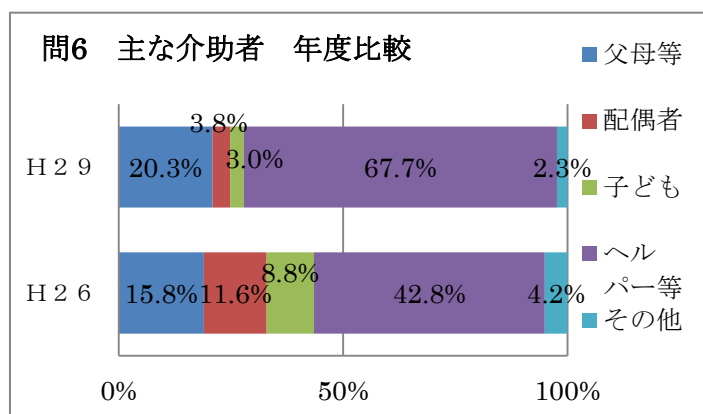
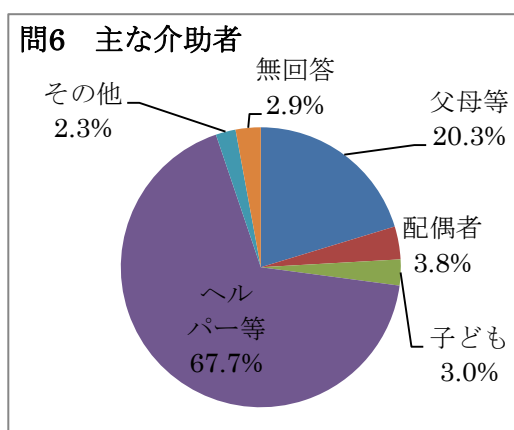
- ②【対象者】56人 【回答数】26人

区 分	難病
対象者数	56人
回答数	26人
回答率	46.4%

調査結果概要 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

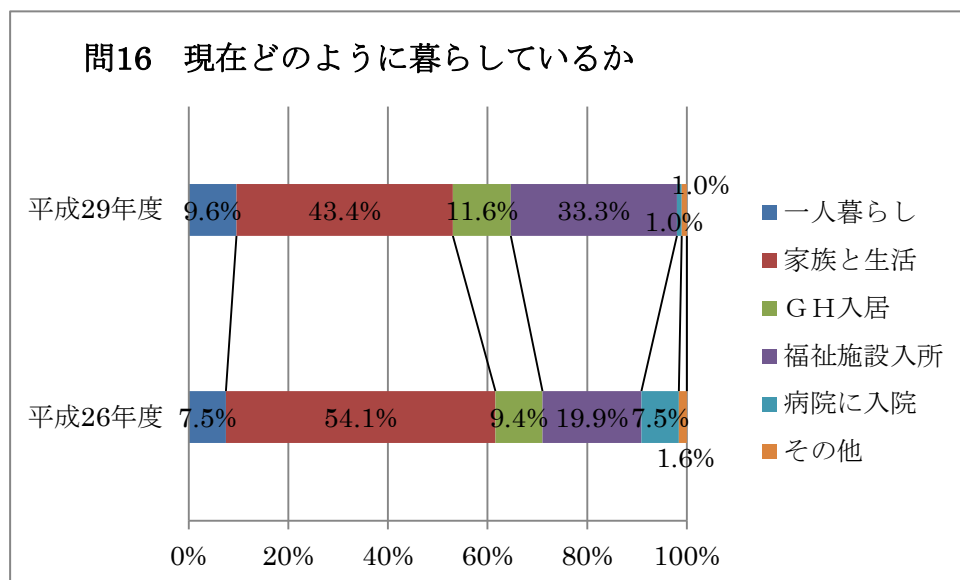
■主な介助者

主に介助しているのはヘルパー等であり、平成26年度調査時と比較すると家族で介助する割合よりヘルパー等の介助が増加しています。



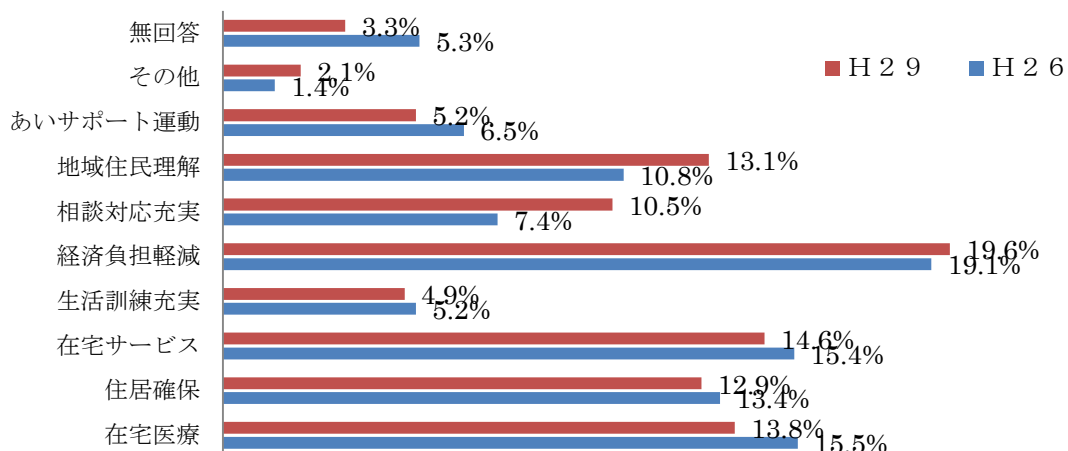
■住まいや暮らしについて

「現在の生活形態」については、平成26年度調査時と比較して「家族」「入院」という割合が減少している反面、一人暮らしやGH（グループホーム）入居、福祉施設入所の割合が増加しています。



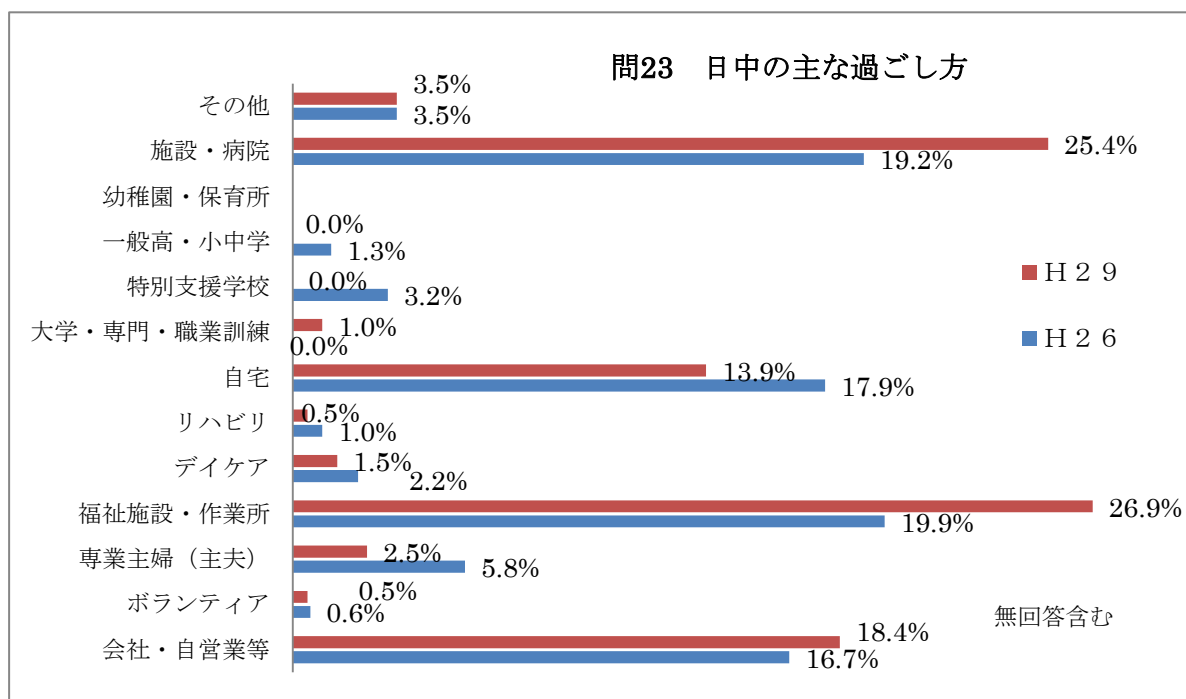
在宅生活を続けるために必要な支援では、平成26年度、平成29年度ともに「経済的負担の軽減」が最も多くなっています。一方、平成26年度と比較して「地域住民等の理解」「相談対応の充実」といった回答の割合が増加しています。

問18 在宅生活を続けるために必要な支援



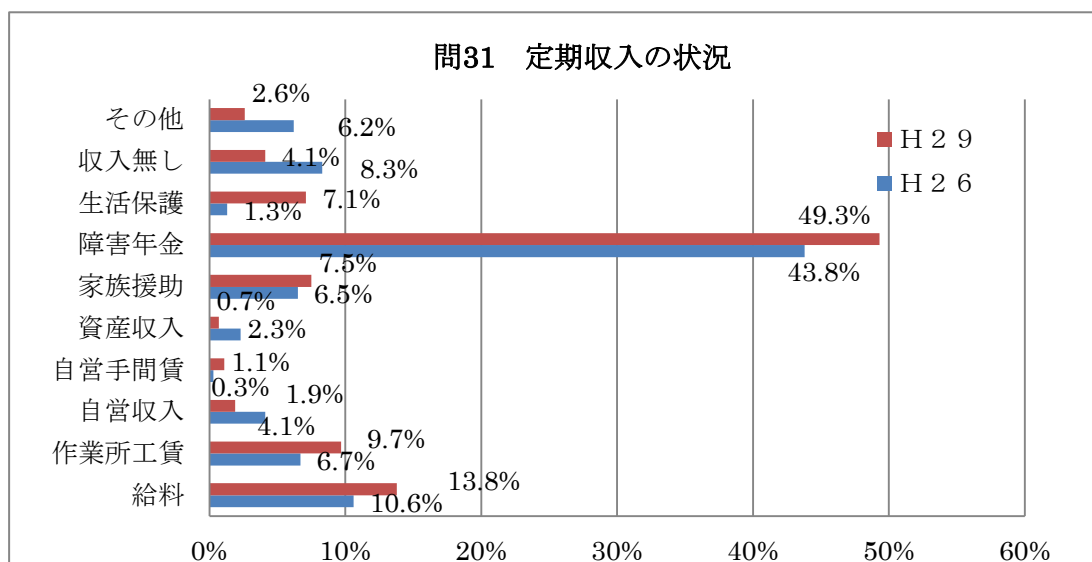
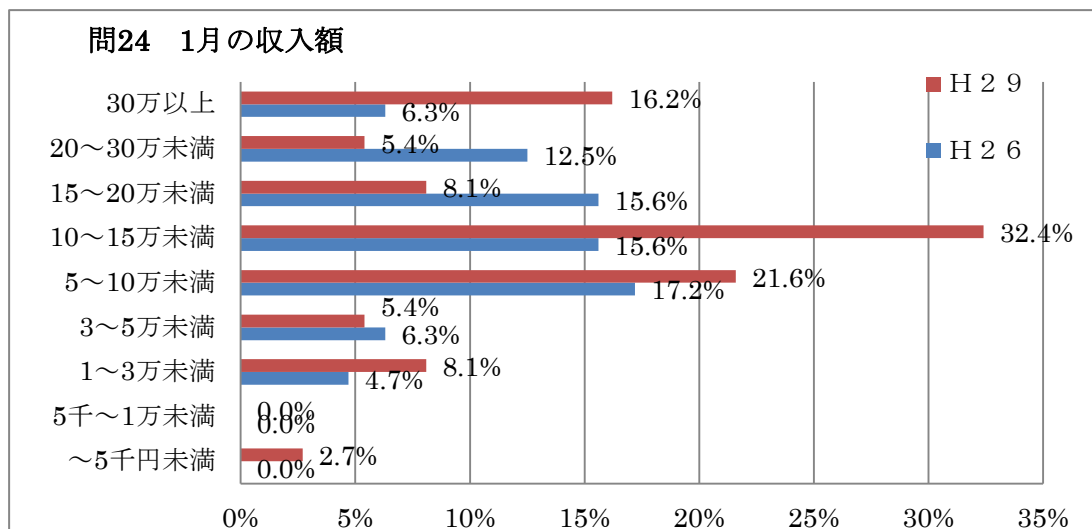
■ 日中活動や就労について

日中は福祉施設・作業所で働くほか、施設・病院で過ごしている人の割合が平成26年度、平成29年度ともに多いですが、平成26年度と比較して、自宅外で過ごす人の割合が多くなっています。

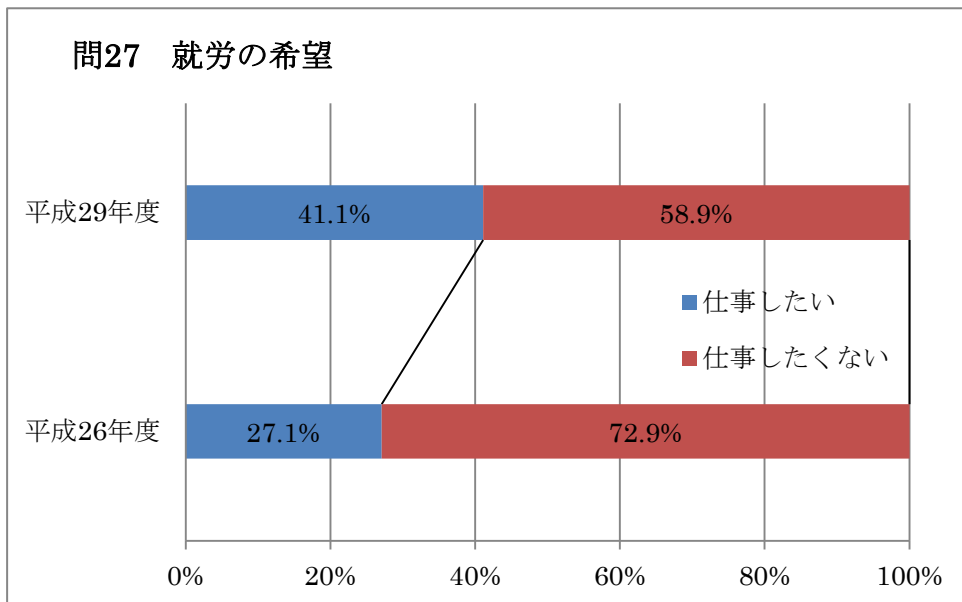
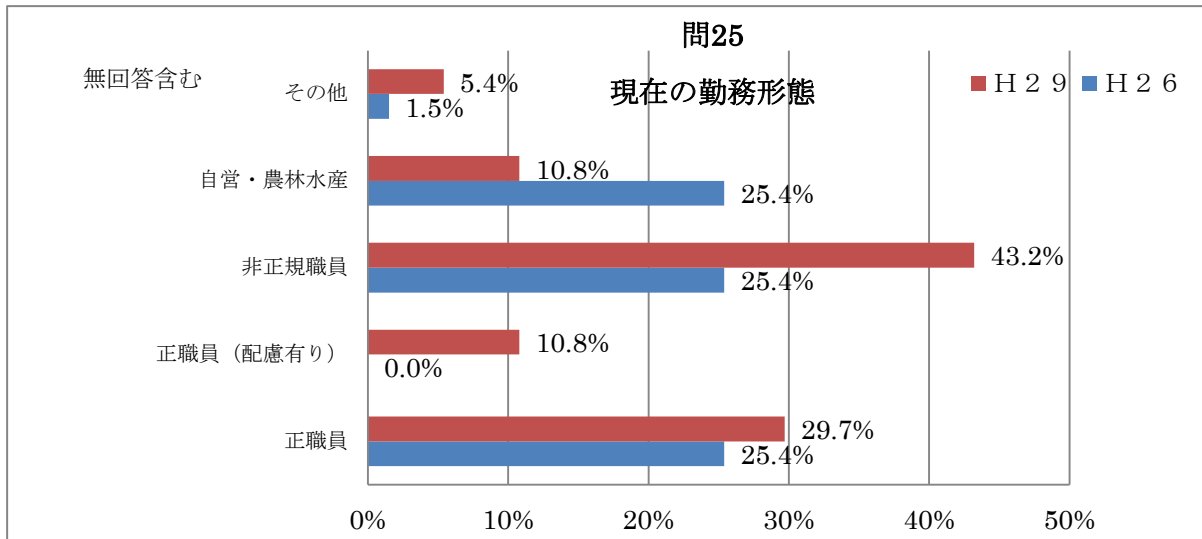


1か月の収入額については、「10～15万円」が32.4%と最も多く、次いで「5～10万円」が21.6%、「30万円以上」が16.2%でした。

また定期的な収入の状況については、「障害年金」が49.3%と最も多くなっています。作業所工賃や給与収入も平成26年度と比べて多くなっている反面、生活保護受給者の割合も増加しています。



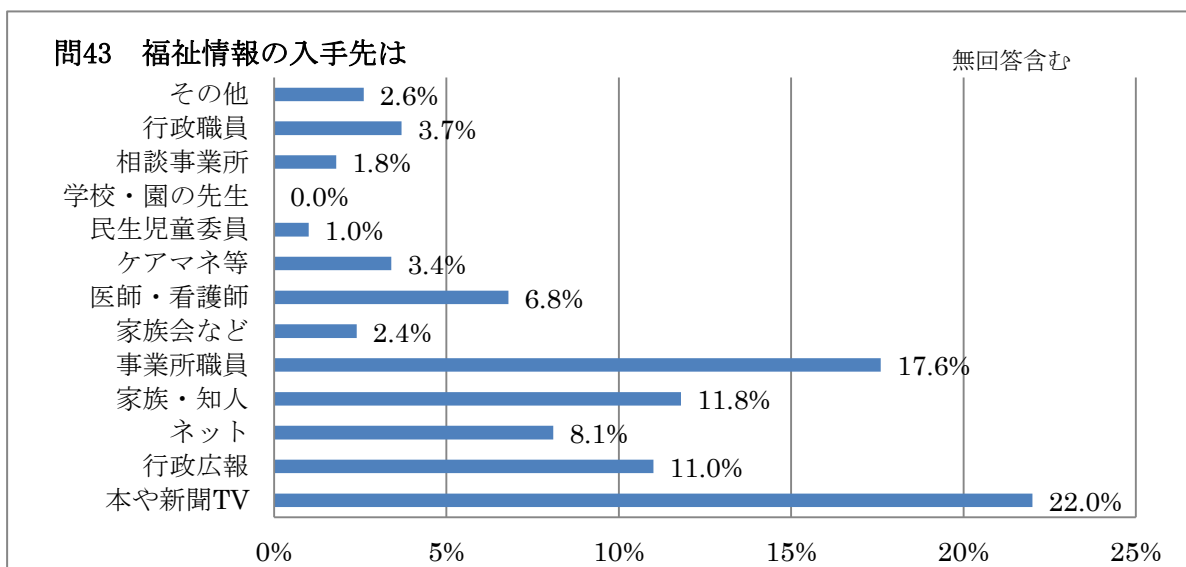
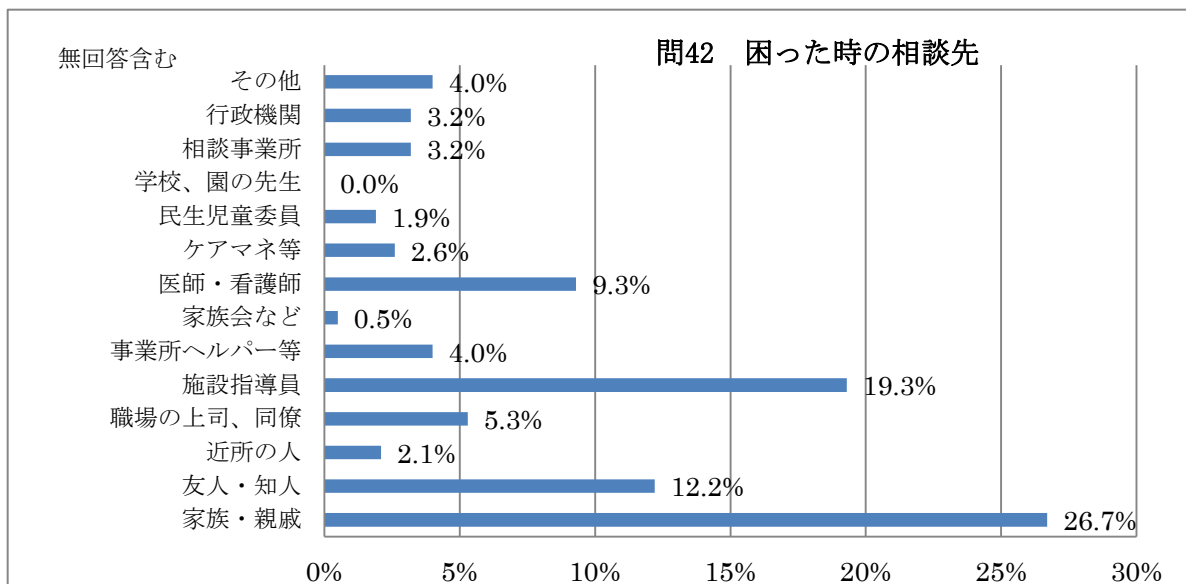
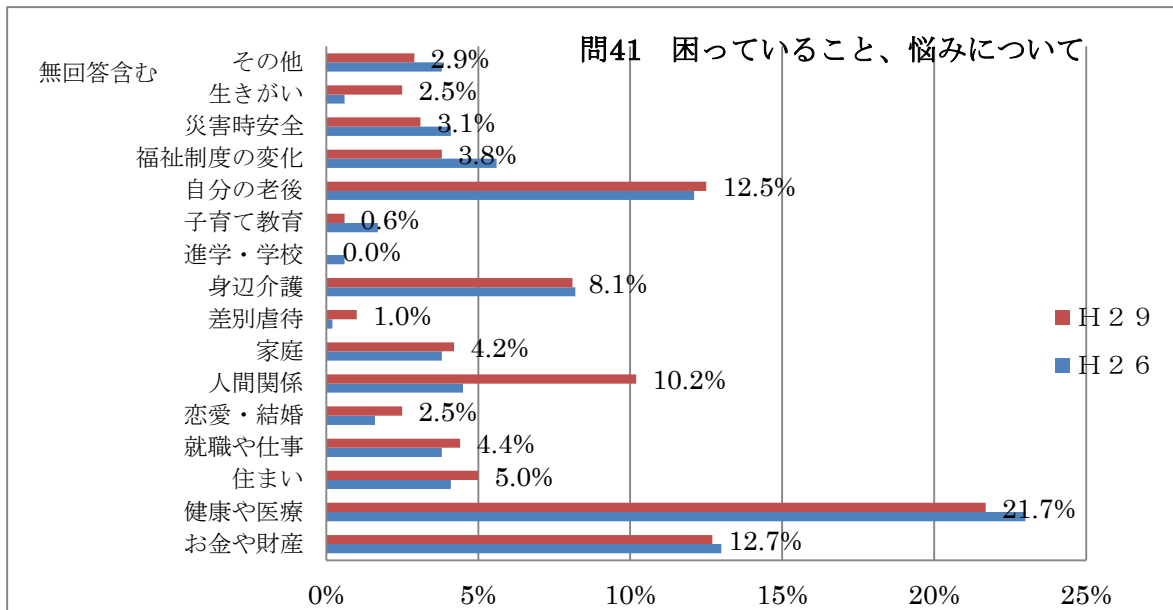
現在の勤務形態については平成26年度と比較すると、自営・農林水産以外の回答がいずれも増加しています。就労希望については、「仕事はしたくない、できない」との回答が約半数あるものの、平成26年度に比べて就労を希望する人の割合は増えています。



■相談相手について

困っていることや悩みについては、「健康や医療」が21.7%と最も多く、次いで「自分の老後」「人間関係」となっています。平成26年度と比較すると「人間関係」の回答の増加が顕著です。

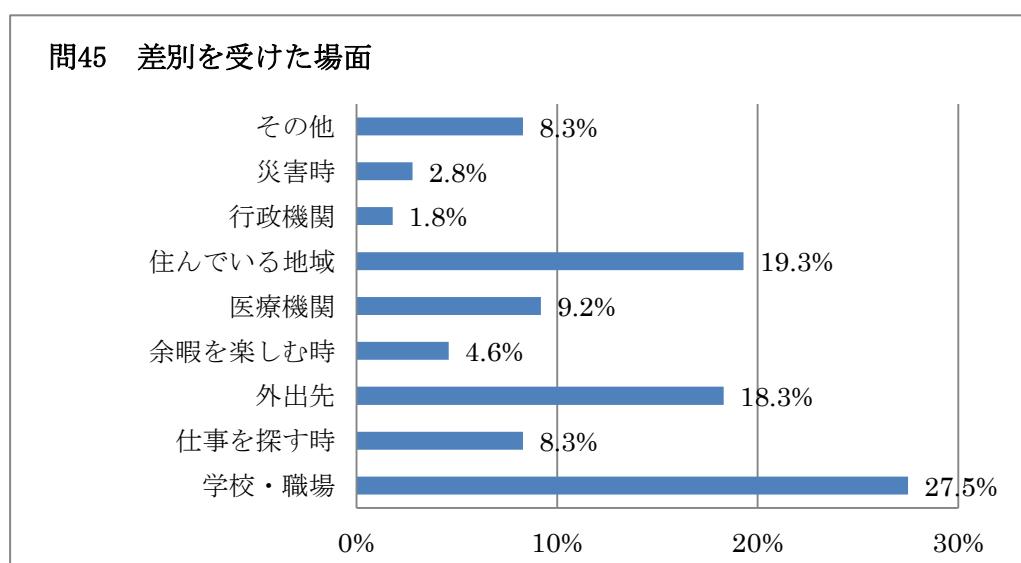
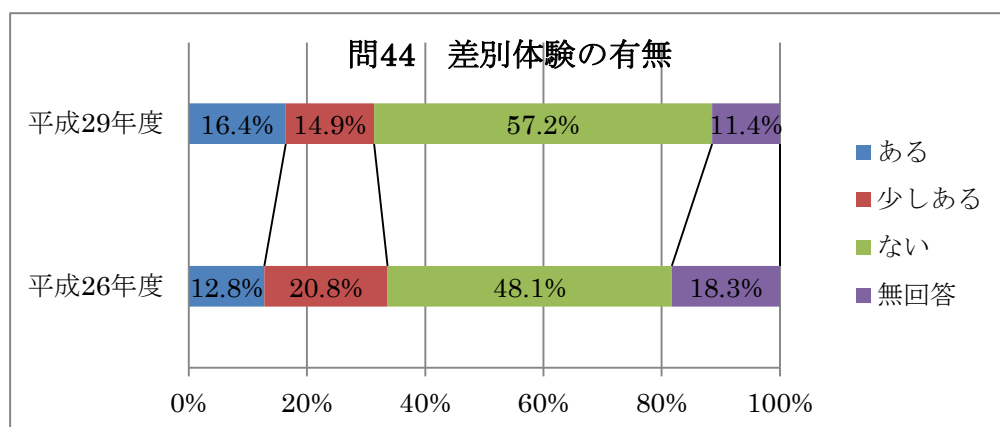
困った時の相談先については、最も多いのが「家族・親戚」、次いで「施設指導員」でした。



■人権・差別について

差別体験の有無について「ある」「少しある」と回答した人が平成29年度は31.3%、平成26年度は33.6%であり、約3割の人に差別体験がありました。

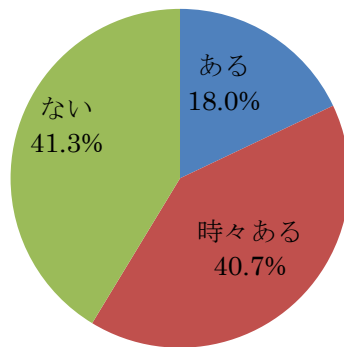
差別を受けた場所として最も多かったのが「学校・職場」、次いで「住んでいる地域」「外出先」となっています。



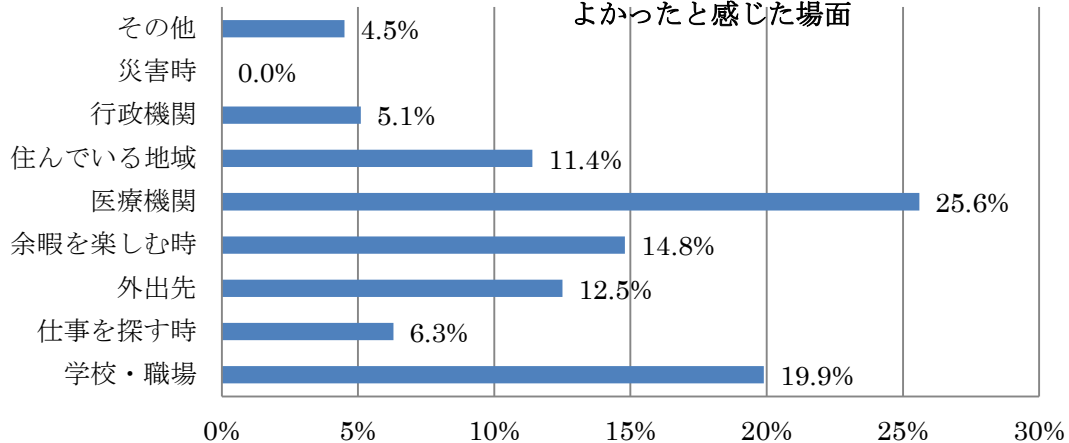
「障がいへの理解や配慮がありよかったと感じたこと」という設問については、「ある」「時々ある」と回答した人が全体の6割近くでした。

理解や配慮がありよかったと感じた場面については、「医療機関」が最も多く、次いで「学校・職場」でした。

問47 障がい者に理解や配慮があり
よかったと感じたこと



問48 障がい者に理解や配慮があり
よかったと感じた場面



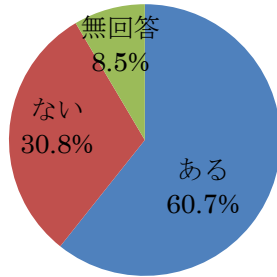
■災害時の避難等について

防災訓練の参加の有無については、「ある」という回答が約6割でした。参加しない理由については、「訓練があることを知らない」「日時、場所を知らない」といった回答が4割を超えました。また「興味がない」との回答も7%近くありました。

災害時に一人で避難できると回答した人は35.8%、できないと回答した人は39.8%でした。一人で避難できないとの回答数が多いにも関わらず、「近所に災害時に助けてくれる人の有無」については、平成26年度と比較してあまり変化は見られませんでした。

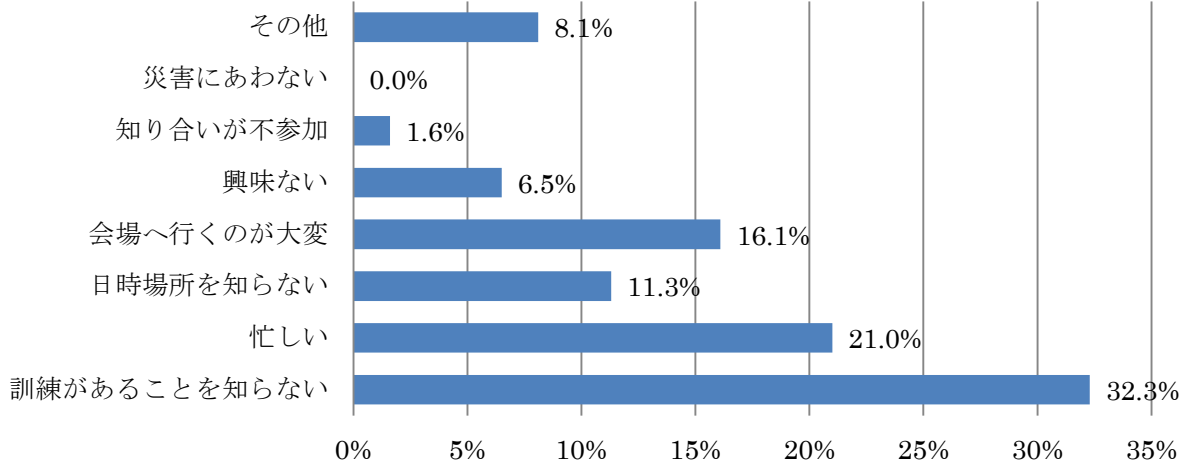
災害時に困ることについては「避難が困難」という回答が19.0%と最も多く、次いで「受療・投薬困難」が16.5%、「設備に不安」が14.6%でした。

問53 防災訓練への参加をしたことがあるか

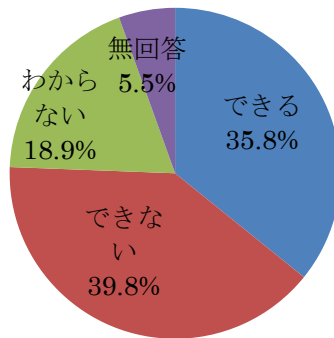


問54 防災訓練に参加しない理由

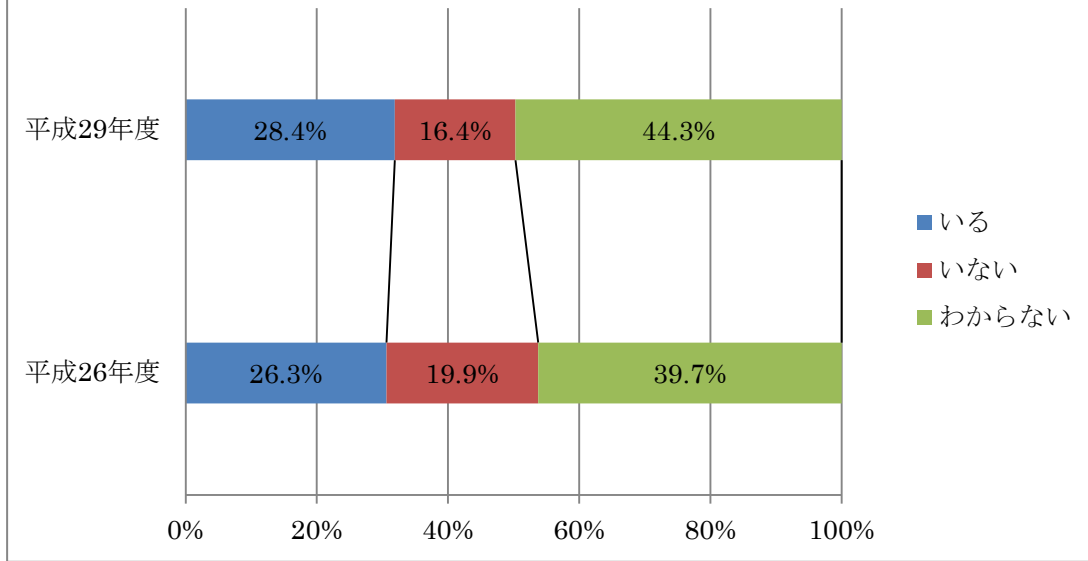
無回答含む



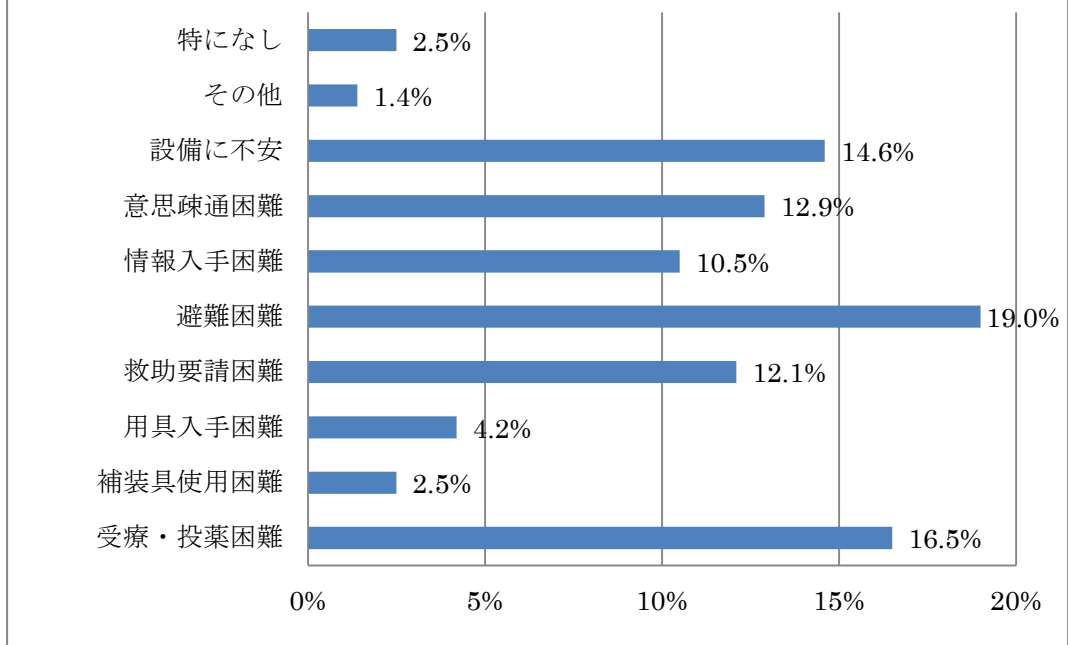
問55 災害時に一人で避難できるか



問56 近所に災害時に助けてくれる人がいるか



問57 災害時に困ること



【難病】

■日常生活における自立度について

日常生活全般において自立している人が多く、各動作において「一人で可」と回答した人が9割を超えていました。

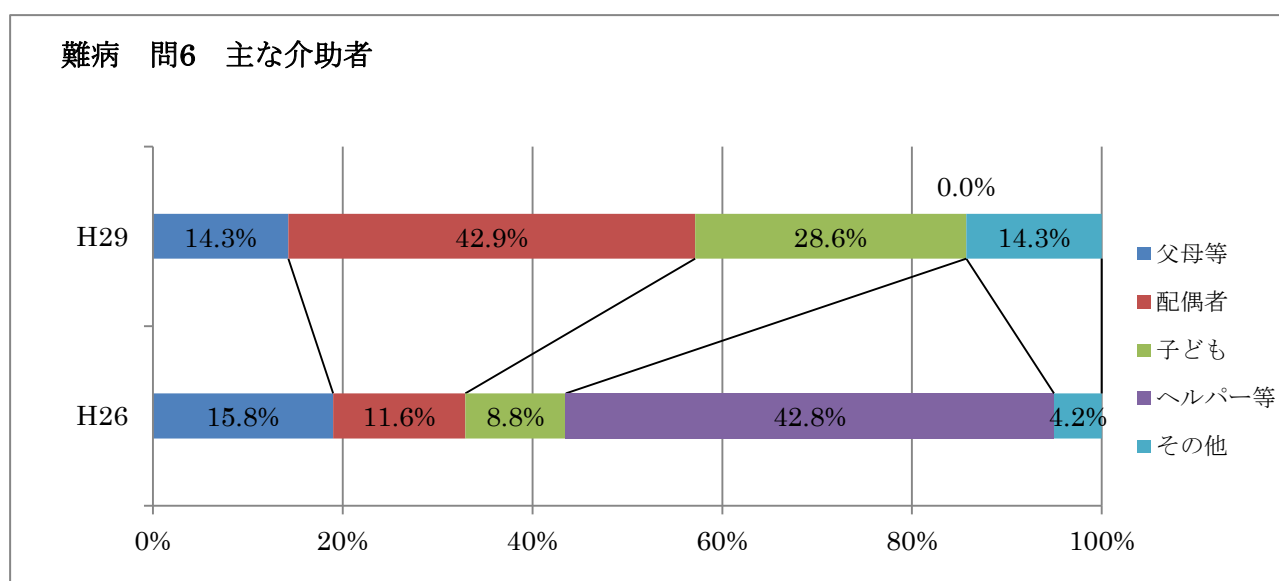
主な介助者で最も多い回答は、平成26年度では「ヘルパー等」だったのが、今回調査では「家族（配偶者、子ども）」となっています。

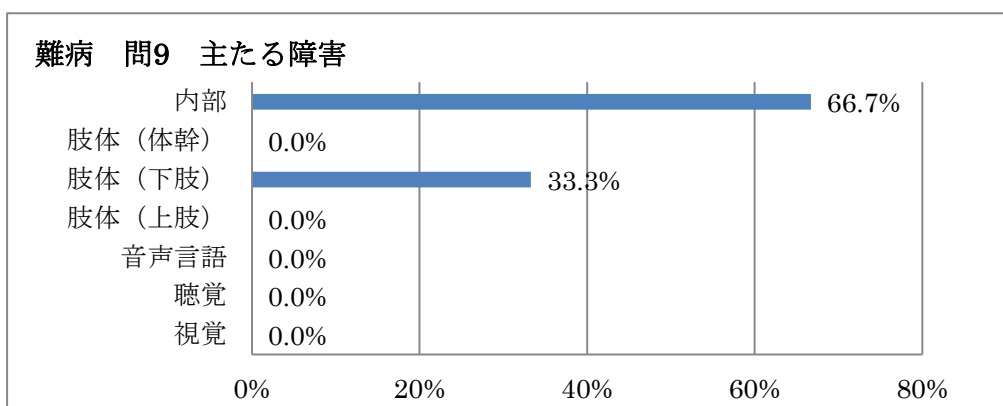
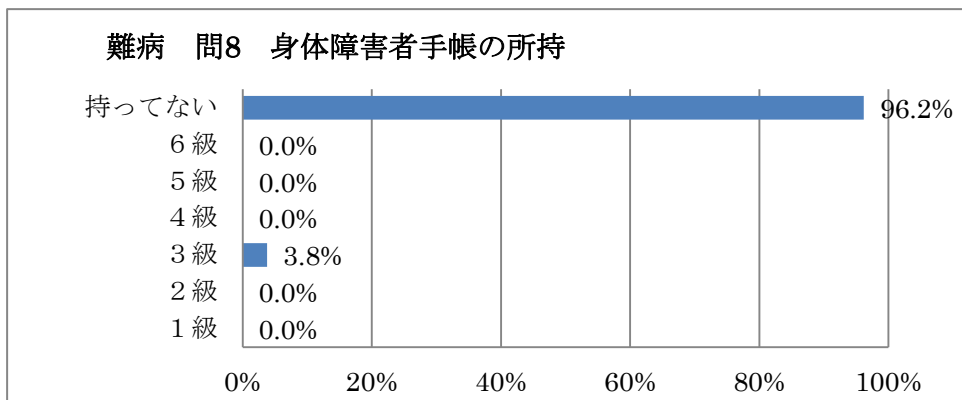
また身体障害者手帳を取得していない人が約96%であり、取得している人の主な障がいは内部障害が最も多く約67%でした。

問5 日常生活

①食事					②トイレ				
一人で可	一部介助	全介助	無回答	計	一人で可	一部介助	全介助	無回答	計
96.2%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%	96.2%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%
③入浴					④衣服				
一人で可	一部介助	全介助	無回答	計	一人で可	一部介助	全介助	無回答	計
92.3%	3.8%	3.8%	0.1%	100.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%
⑤身だしなみ					⑥家中移動				
一人で可	一部介助	全介助	無回答	計	一人で可	一部介助	全介助	無回答	計
96.2%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%	100.0%
⑦外出					⑧意思疎通				
一人で可	一部介助	全介助	無回答	計	一人で可	一部介助	全介助	無回答	計
88.5%	11.5%	0.0%	0.0%	100.0%	92.3%	3.8%	3.8%	0.1%	100.0%
⑨金銭管理					⑩薬剤管理				
一人で可	一部介助	全介助	無回答	計	一人で可	一部介助	全介助	無回答	計
96.2%	0.0%	3.8%	0.0%	100.0%	96.2%	0.0%	3.8%	0.0%	100.0%

難病 問6 主な介助者

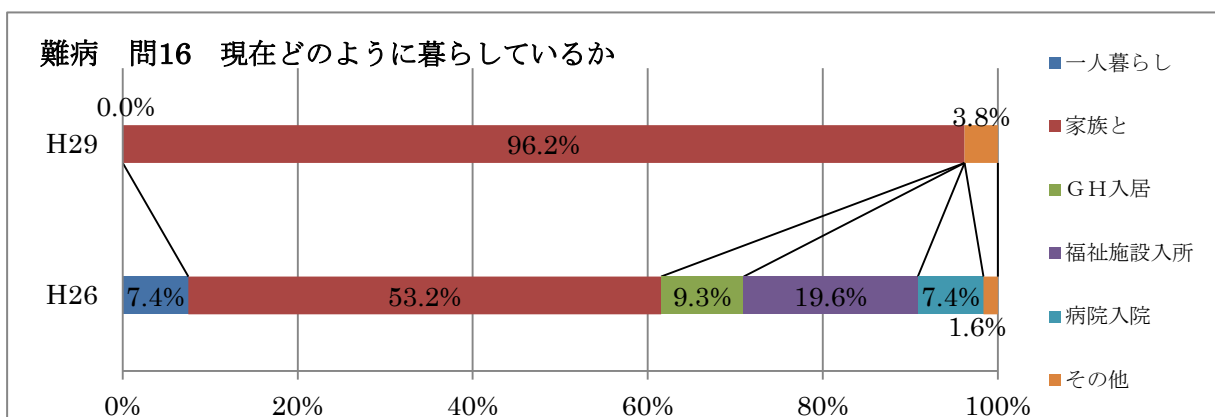


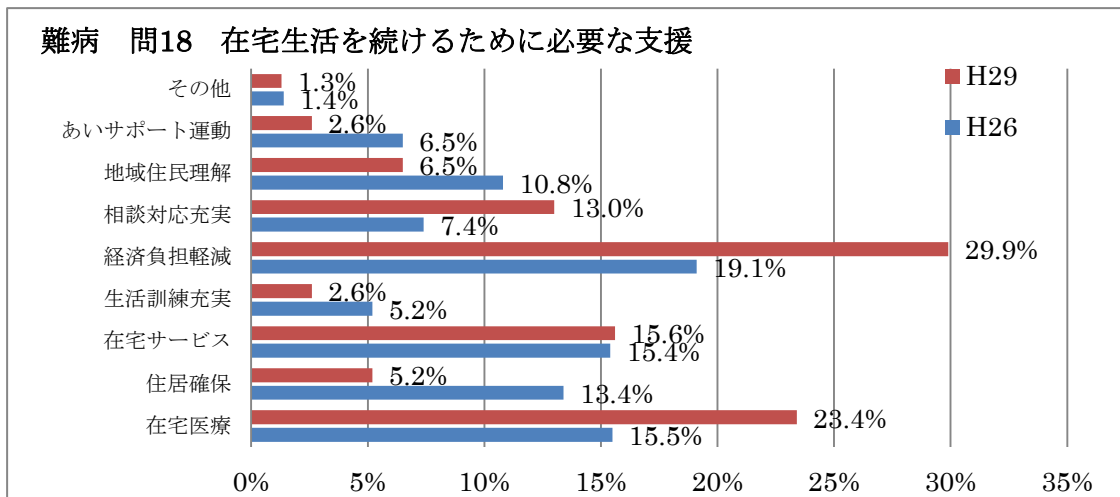


■住まいや暮らしについて

現在の生活形態については、家族と生活している人の割合が96.2%と、平成26年度と比較して大幅に増加しています。

在宅生活を続けるために必要な支援としては、「経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「在宅医療」「在宅サービス」の順でした。





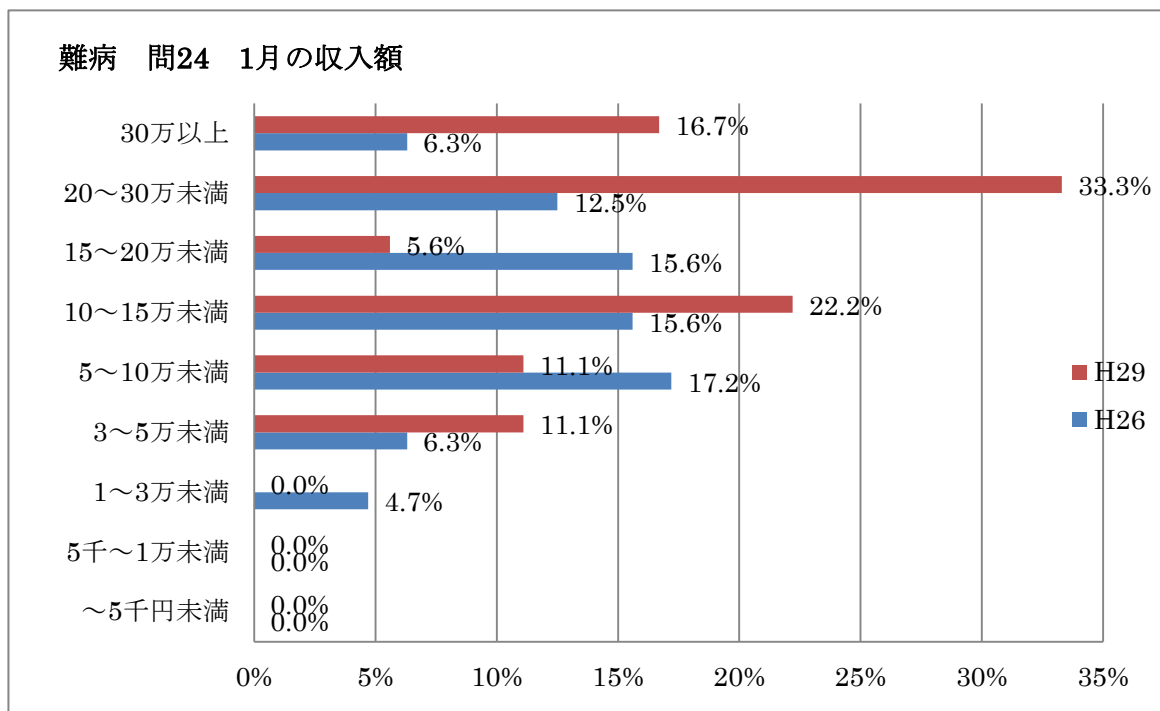
■日中活動や就労について

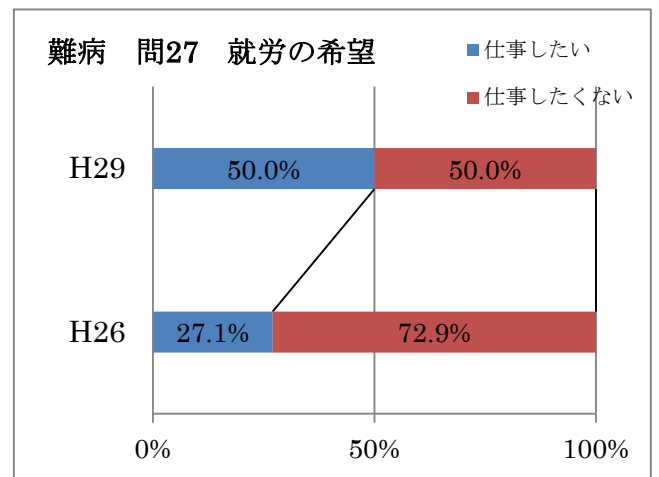
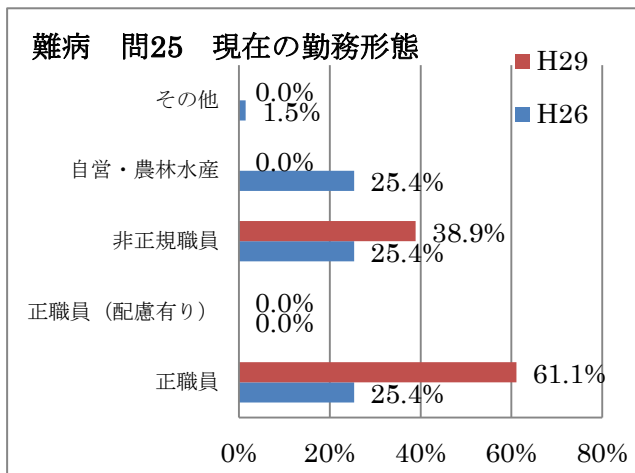
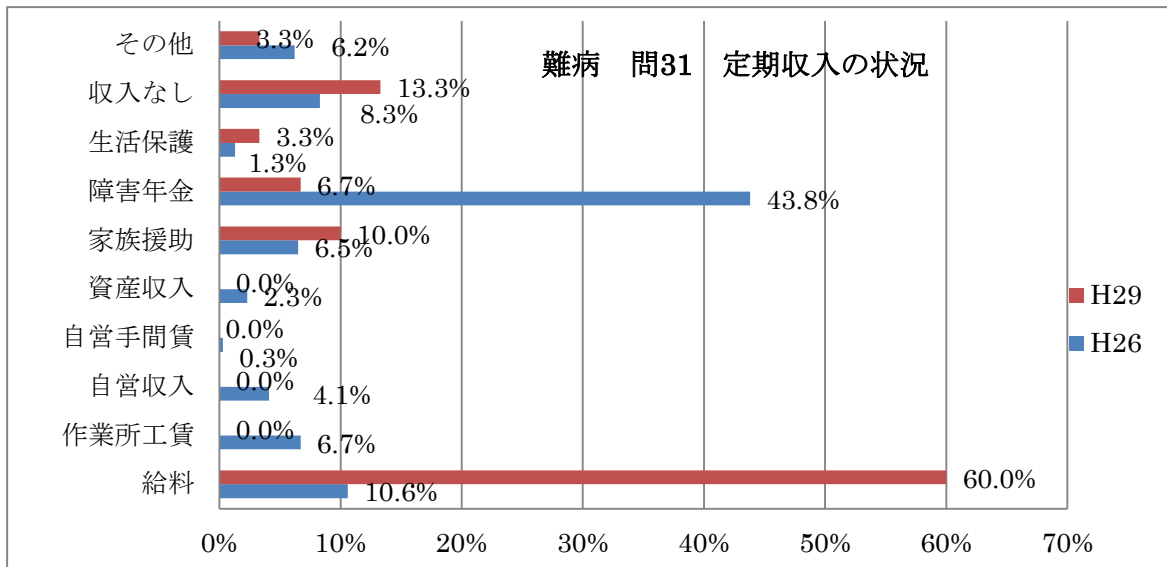
1か月の収入額については「20～30万円」が33.3%、次いで「10～15万円」が22.2%、「30万円以上」が16.7%でした。

定期収入の状況では「給料」の割合が最も多く、平成26年度と比較して大幅に増加している反面、「収入なし」「生活保護」の割合も増加しています。

「身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者」と比較すると、就労収入の占める割合が多くなっています。

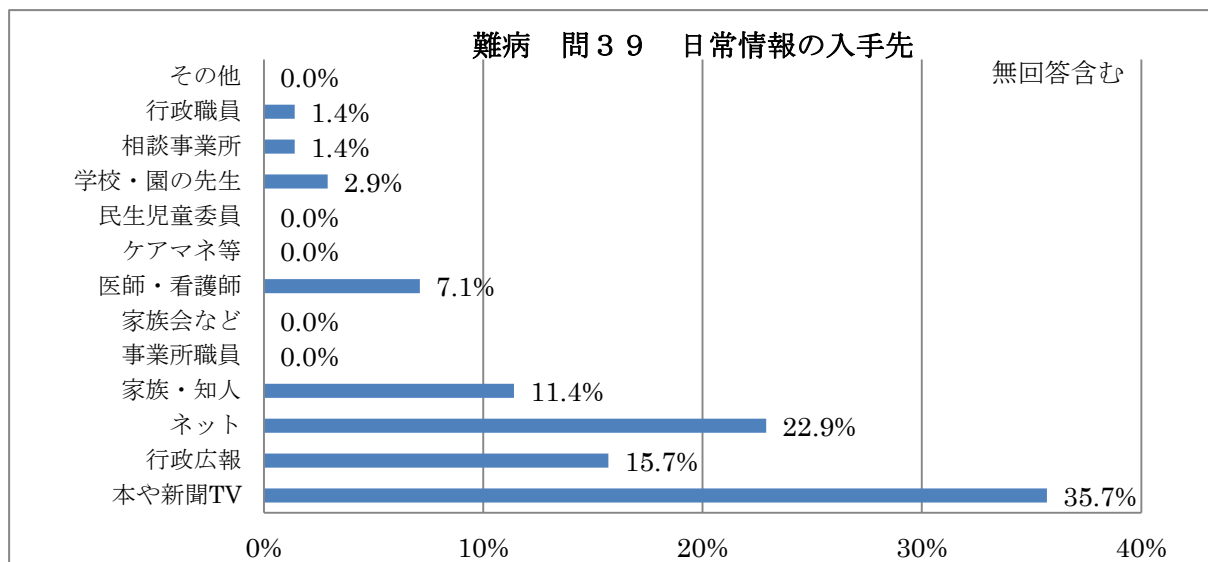
現在の勤務形態は正職員で勤務している人が多く、就労の希望も平成26年度と比較して、「仕事をしたい」と回答した人の割合が増加していました。





■ 日常情報の入手先

日常情報の入手先については、「本や新聞、テレビ」を回答した人が35.7%と最も多く、次いで「インターネット」「行政広報」でした。

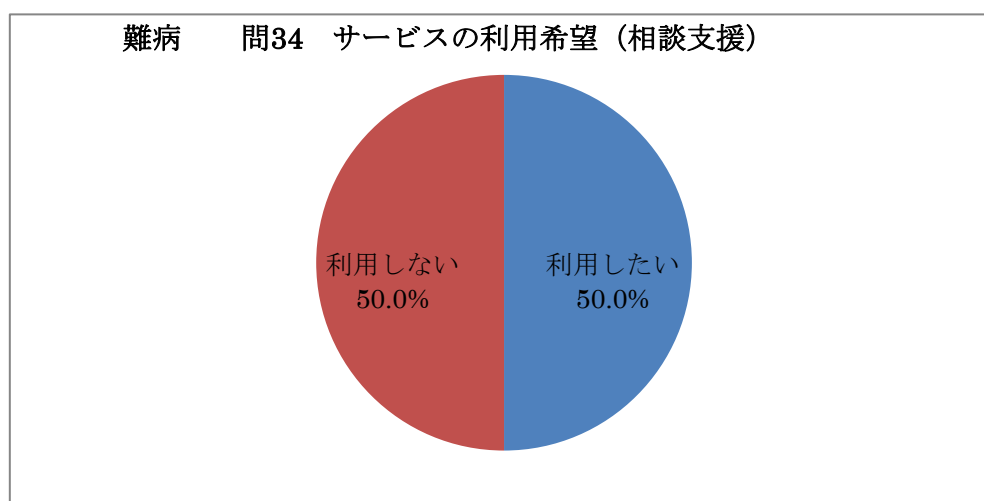


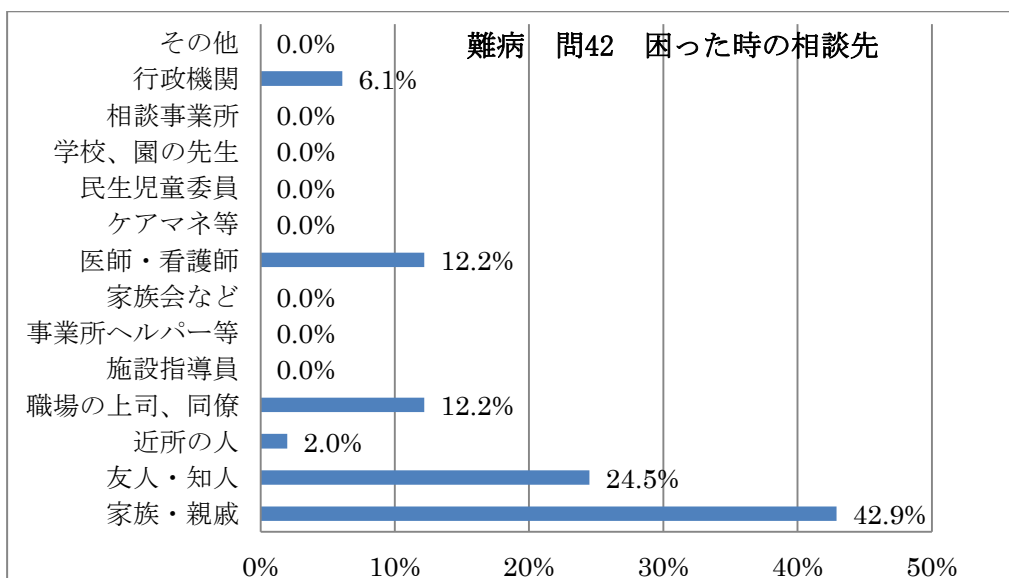
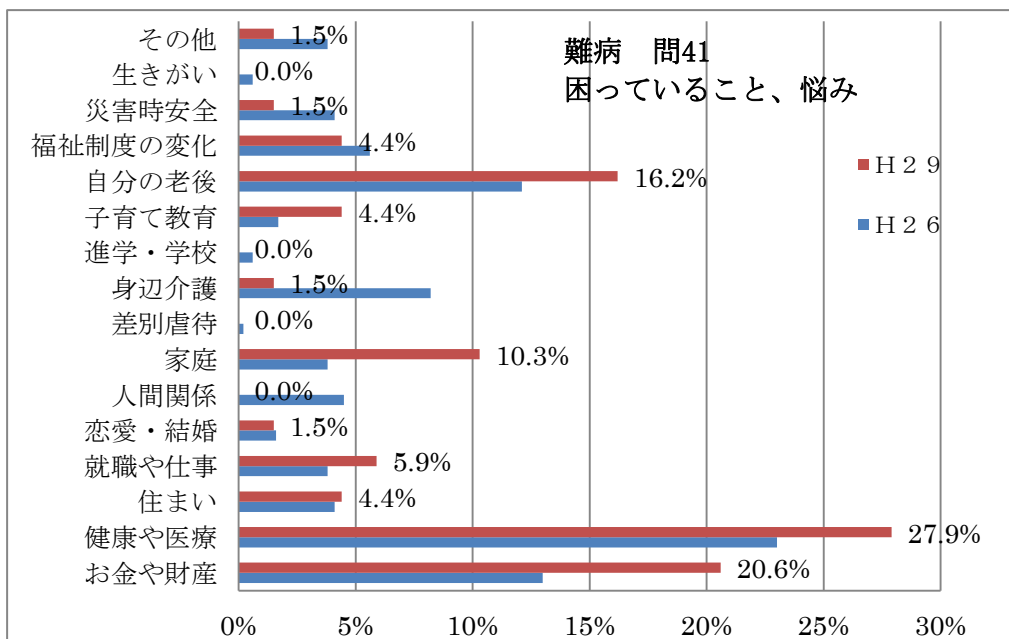
■相談相手について

障害福祉サービスのうち、「相談支援サービス」の利用を希望する人が50.0%でした。

困った時の相談先としては「家族・親戚」が半数近くを占め、次いで「友人・知人」、「職場の上司・同僚」「医師・看護師」となっています。

また困っていることや悩みについては、「健康や医療」が27.9%、次いで「お金や財産」「自分の老後」となっていました。「家庭」「子育てや子どもの教育」といった家族の将来についての回答も、平成26年度と比較すると増加しています。

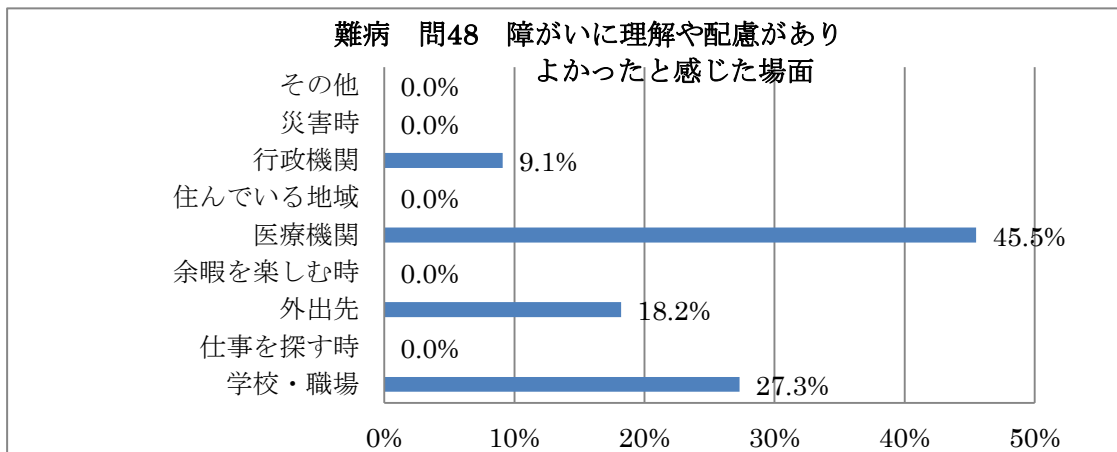
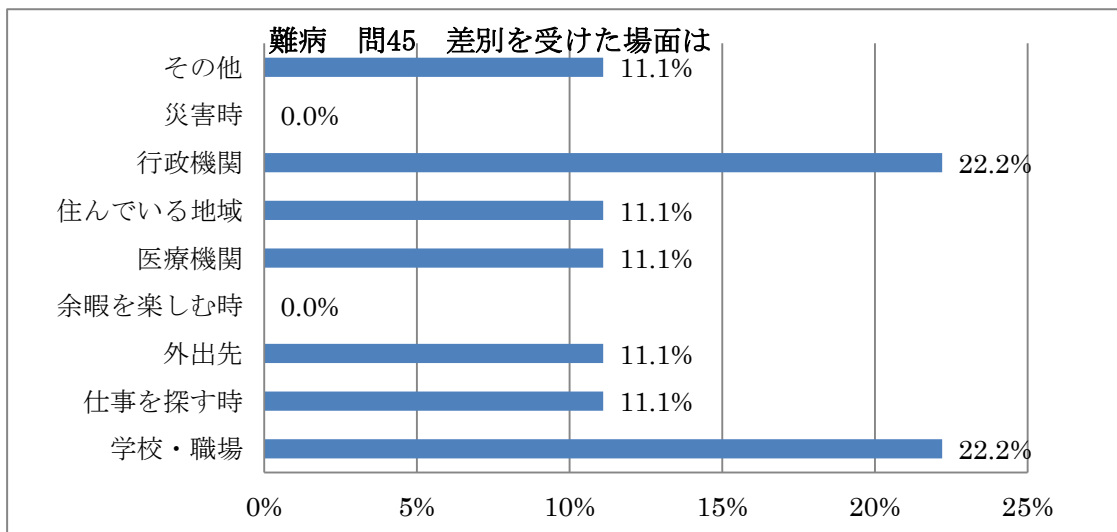
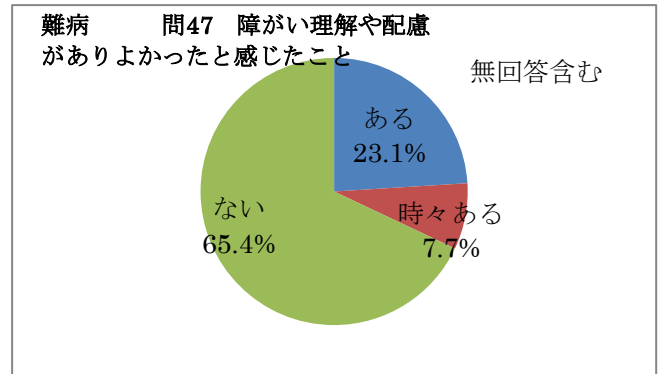
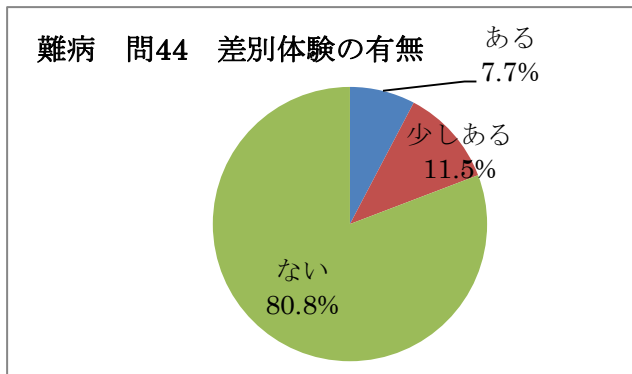




■人権・差別について

差別体験の有無については、約8割が差別体験がないと回答している一方で、障がいへの理解や配慮がありよかったと感じたことについて、「ない」という回答が6割を超えています。

差別を受けた場所として最も多かったのが「行政機関」「学校・職場」となっています。

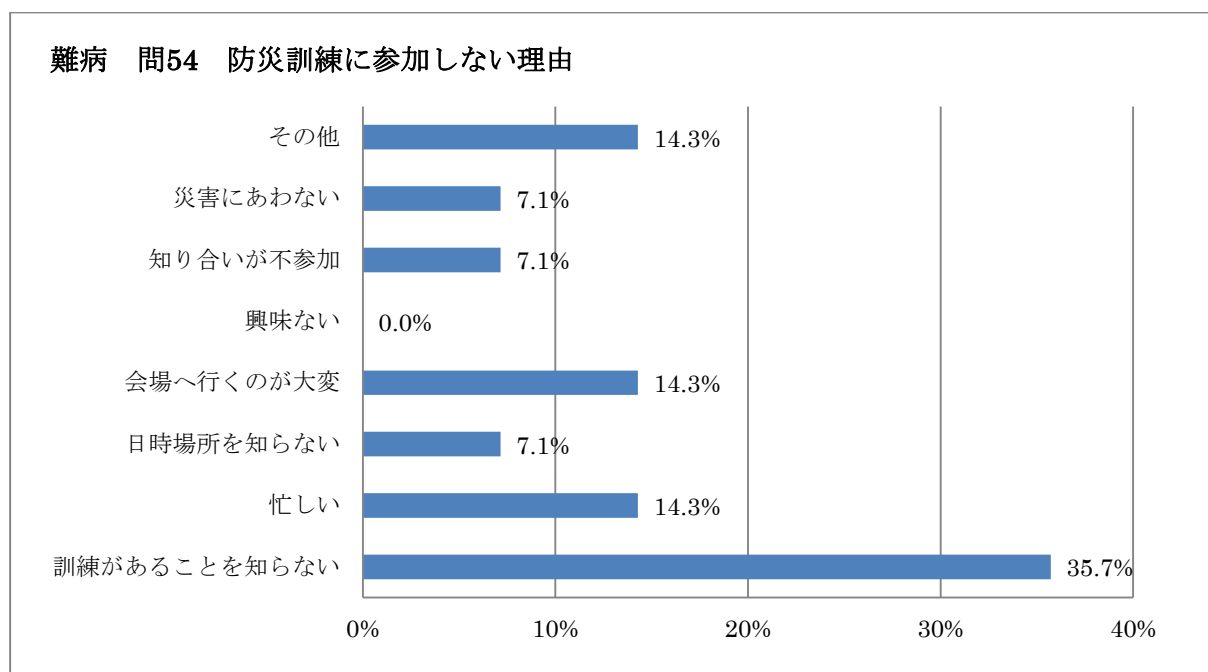
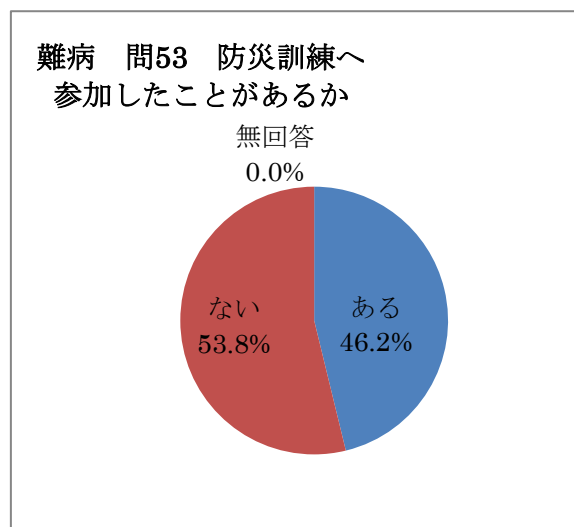


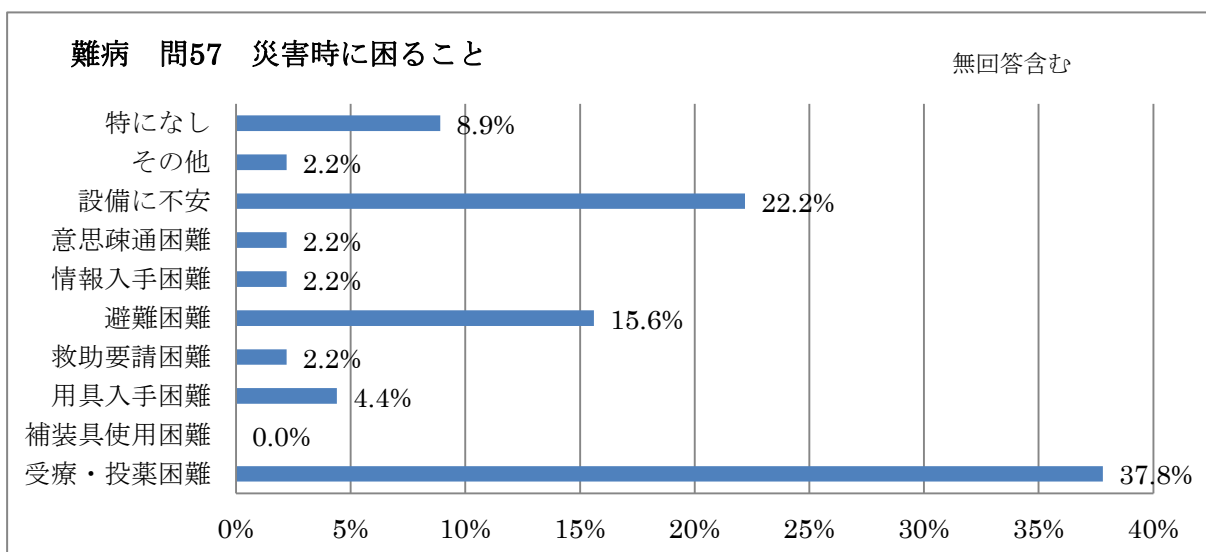
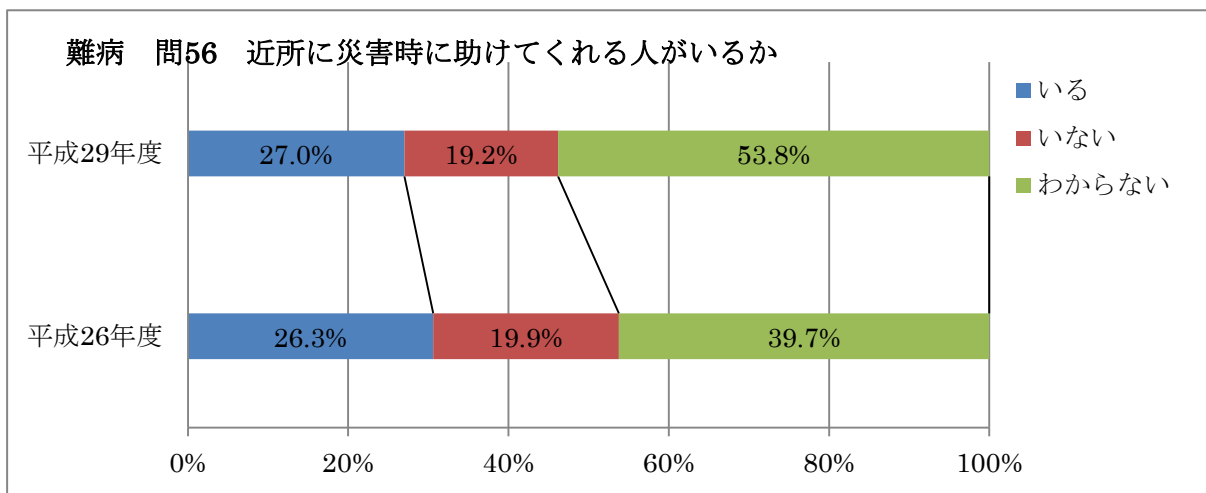
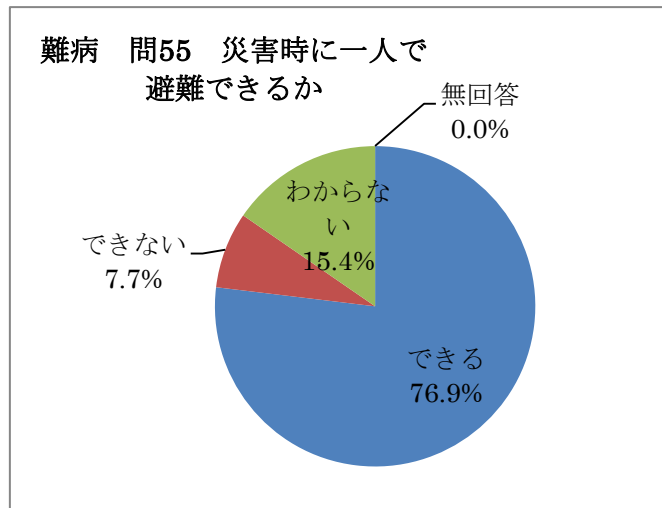
■災害時の避難等について

防災訓練への参加の有無については、訓練に参加したことがあると回答した人は46.2%でした。また参加しない理由については「訓練があることを知らない」が35.7%、次いで「忙しい」「会場に行くのが大変」が14.3%でした。また「災害にあわない」との回答も7.1%ありました。

災害時に一人で避難できると回答した人は76.9%、できないと回答した人は7.7%でした。近所で災害時に助けてくれる人の有無については、平成26年度と比べて大きな変化は見られませんでした。 「わからない」と回答した人の割合が増加しています。

災害時に困ることについては、「受療・投薬困難」が37.8%と最も多く、次いで「設備に不安」「避難が困難」でした。「用具が入手困難」の回答割合も4.4%となっています。





(2) 当事者団体及び家族会との意見交換会での意見

三幸会（身体、知的、精神に障がいのある人と保護者の会）との意見交換会での主な意見

- ・ 県の事業である医療型ステイ（中部では三朝温泉病院が実施）が、夜間のヘルパーがいなかったために実施できなくなった。夜間のヘルパー不足の問題を考えていただきたい。公立のヘルパーステーションはできないものか。
- ・ 水明荘の入浴予約が事前に受けてもらえるように改善してほしい。当日でないと利用ができないと言われ、障がいのある人が利用しづらい。ヘルパー介助や障がい者団体の利用の際や宿泊の際にも、確実に入浴できる時間が直前まで定まらず不便である。
- ・ 町の人権教育の一環で障がい者スポーツに取り組む企画がある。当事者である三幸会でも積極的に参加したいので、企画の際には団体に声をかけてほしい。
- ・ 平成29年9月に施行されたあいサポート条例について、湯梨浜町はどのように事業を推進するのか。

身体障害者福祉協会との意見交換会で出た主な意見

- 町内各施設のバリアフリー化を要望したい。
 - ① 公共施設にウォシュレット付洋式トイレ、オストメイト対応トイレ、便器横の簡易手洗い場、便器横の手すりを設置してほしい。また扉の幅や引き戸などの点検や改善をしてほしい。
 - ② 町内の公園・広場の障がい者トイレが故障しているので、点検し早急に修繕してほしい。
 - ③ 地域公民館や集会所の段差や階段式玄関のスロープ化やトイレの洋式化、改善のための補助金事業の継続をお願いしたい。
 - ④ あやめ池公園の段差を解消してほしい。公園内のイスの増設や車イスを設置してほしい。
 - ⑤ 障がい者用駐車場やハートフル駐車場を増やしてほしい。
 - ⑥ 視覚障がい者のために点字ブロックの点検をお願いしたい。またアロハホール、中央公民館、会館内のすべてに点字ステッカーシールの貼り付けをお願いしたい。
 - ⑦ 役場にエレベーターがないので2階以上に上がりづらい。公共施設のスロープの傾斜がきついのでなだらかにしてほしい。泊体育館入口などのスロープの点検や福祉自動車乗降時には足台の設置を行うなど、段差の解消に努めてほしい。
 - ⑧ 図書館において、書棚の前にイスを設置してほしい。また視覚障がい者、聴覚障がい者のための機器を導入してほしい。

- 倉吉市営プールは身体障害者手帳を提示すると、無料で利用できる。湯梨浜町も町内旅館や水明荘、はわいゆ～たうん、龍鳳閣などで、利用料金の減免または無料化を望む。
- 自宅から遠くにある病院へ通院しているため、往復のタクシー代の負担が重い。タクシー利用券の発行をしてほしい。
- 健康診断や高齢者対象の行事が公民館やアロハホールなどの和室で実施される時には、はじめからイスの設置をしてほしい。

ひまわり家族の会（精神に障がいのある人の家族の会）との意見交換会での主な意見

- 精神障がい者家族の会「ひまわりの会」及び当事者の会「SMILE（すみれ）の会」への加入が少ないため、加入者を増やすための取組みをお願いしたい。
- 精神疾患を持っている人の病状が夜間に悪化した場合に対応する相談窓口等の充実を要望する。また中部障がい者地域生活支援センターの家庭訪問や指導をもっと進めてほしい。
- 町内の企業において、精神障がい者の雇用と働きやすく離職者の出ない職場環境の整備を推進し、支援を要望する。
- 精神疾患の発症は若年層が多い。早期発見・早期治療のために小中学校で発達障がいを含む精神障がいへの理解を深める学習を取り入れてほしい。

第4章 計画の基本的な考え方

本計画では、第2期計画の「基本理念」及び「目指す社会像」の概念を発展させるとともに、7つの基本目標を設定し、当該理念と社会像の実現に向けて、さまざまな具体的な施策を展開していきます。

「第3次 湯梨浜町総合計画」
みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町

共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

目指す社会像

ライフステージのすべての段階で自分らしく生きることのできる社会づくり

お互いを尊重し、地域で支え合うことのできる共生社会づくり

すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

基本目標

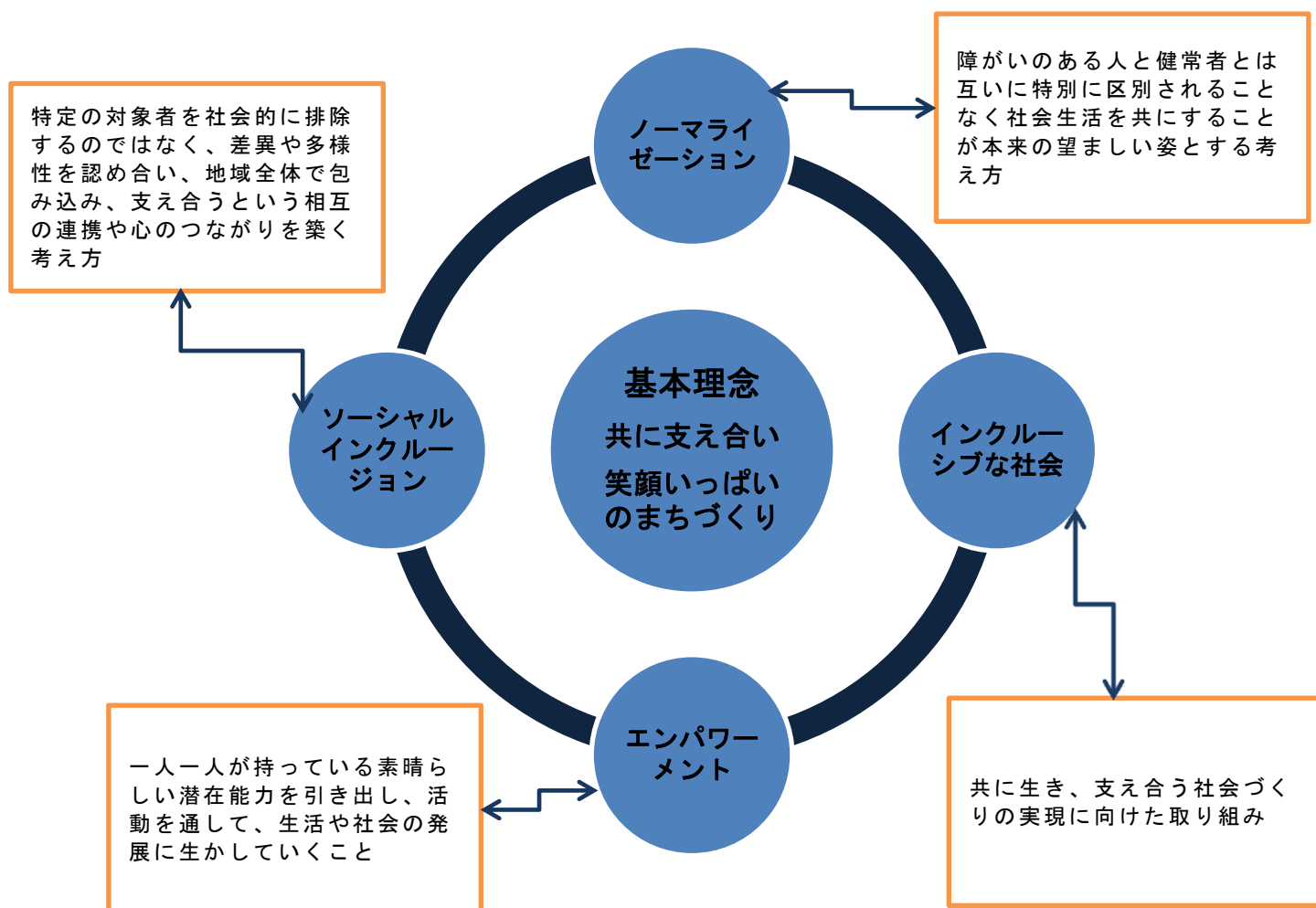
1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進
2. 障がいのある人の社会活動支援
3. 健やかで安心できる保健・医療施策との連携・推進
4. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
5. 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進
6. 障がいのある人に対する地域生活の支援【障がい福祉計画】
7. 社会で生きる力を高める支援の充実【障がい児福祉計画】

1. 計画の基本理念

共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

わが国の障がい福祉施策は、障がいの有無に関わらず、すべての人が社会を構成する一員として、共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとに、推進されてきました。また近年の福祉諸法は、障がいの有無、年齢等の特性や差異によって分け隔てられることなく、地域全体で包み込み、支え合い、共生する社会を実現するといった「ソーシャル・インクルージョン」、「インクルーシブ」という考え方を共通基盤として、改正されています。

本計画では第2期計画の基本理念を発展的に継承し、さらに「エンパワーメント」の視点を取り入れ、障がいのある人がその個性や能力を最大限活かして自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、本町が取り組むべき障がい者施策の基本的方向を打ち出します。



2. 目指す社会像

本計画においては、本町が目指す社会像を次のように設定します。

ライフステージのすべての段階で自分らしく生きること のできる社会づくり
--

障がいのある人が、自らの生き方を自己選択・自己決定し、自分の役割と居場所を見つけ、生き生きと暮らすことができる社会の実現が求められています。誰もがライフステージのすべての段階で主体性や自立性を発揮でき、就学、就労、地域活動や文化・スポーツ活動など多様な活動を通して社会に積極的に参画し、役割を果たすことができるように、あらゆる場面で合理的配慮を行うなど環境整備を行い、生きがいを持って生活できる社会づくりを目指します。

お互いを尊重し、地域で支え合うことのできる共生社会 づくり
--

障がいのある人もない人も、地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスといった「公助」はもちろんのこと、生活のさまざまな場面での他者や地域での協力、助け合いといった「共助」力を高めていくことが重要です。

公助の強化として、福祉・保健・医療分野を始め、教育・就労・住宅・まちづくりなどの関連部署とも連携の上、施策の効果的な実施を図ります。また公共、民間事業所などあらゆる供給主体が相互に連携し、公私協働に則った総合的かつ横断的なサービス提供に努めます。

また共助の強化として、障がいのない人に障がいの特性についての理解を深めていただくとともに、具体的な支え合い活動の実践と推進を図ります。一方で、障がいのある人も地域社会に積極的に参加できるよう、社会参加の促進を行い、障がいのある人、ない人が相互に理解を深めあえるような地域づくりを進めていきます。

本町では、行政と地域住民がスクラムを組んで、障がいのある人を支え、また障がいのある人も地域に積極的に参加するという地域福祉の認識に立った、一人一人が地域の中で共に支え合う社会づくりを目指します。

すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

平成28年10月に鳥取県中部地震が発生し、障がいのある人などの災害時における要配慮者への支援体制を含めた地域防災の強化が喫緊の課題となっています。障がいのある人の視点を取り入れた、災害時や緊急時にも強い安全・安心なまちづくりを推進していきます。

さらに障がいのある人が尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、公共施設などの物理的な障壁（バリア）が取り除かれるとともに、取り巻く一人一人の心のバリアが取り除かれた、すべての人々が生活しやすい社会づくりが求められています。

本町では、誰もが安心して生活できる環境づくり、まちづくりという視点に立ち、さまざまな社会的バリアを取り除き、障がいのある人の生活を支える仕組みを構築し、すべての人が地域の中で安心して生活できるユニバーサルな社会づくりを目指します。

3. 基本目標

第2期計画の評価と課題、法改正などの社会情勢の変化を踏まえて、以下について基本目標として捉え、施策の充実を図っていきます。

1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進



障がいや障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動の充実に努め、誰もが住み慣れた地域で、安心してより豊かな生活を送ることができるよう、人権意識の高揚や福祉活動への参加を促進し、一人一人の尊厳を大切にしながら共生する社会づくりを進めます。

2 障がいのある人の社会活動支援

障がいのある人一人一人の働く意欲を尊重し、就労支援と就労機会の拡充などに努めます。聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、文化・スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図りながら、障がいのある人の社会活動・自立を促進し、自分らしく生きがいを持って豊かに生活できるよう、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指します。

3 健やかで安心できる保健・医療施策との連携・推進

障がいのある人がライフステージに応じて十分な保健・医療を受けられるよう、保健・医療機関をはじめ関係機関と連携しながら、障がいの早期発見から自立のためのリハビリテーションに至る一貫した体制の確立を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がい、精神に障がいのある人が、安心して十分な医療や保健・福祉サービスを受けられるよう精神保健福祉施策の充実に努めます。

4 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

誰もが快適な生活を送ることができるよう、環境、公共施設等の整備、移動手段の整備などのハード面の整備はもちろん、多様な障がいの特性に応じて、必要な情報が十分に提供され、容易に入手できるような体制づくりなどソフト面の整備を推進し、ユニバーサルデザインのまちづくり、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

5 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

東日本大震災、熊本地震及び平成28年10月に発生した鳥取県中部地震の教訓を生かし、障がいのある人など自力で避難することが困難な要配慮者の安全と安心を確保できるよう、公助だけでなく自助や共助力（地域防災力）を向上させ、「災害に強い湯梨浜町」の実現を目指します。

さらに、災害時だけでなく平常時の見守り体制の強化を図り、障がいのある人も含めて誰もが地域の中で安心して生活できるようなまちづくりを推進していきます。

6 障がいのある人に対する地域生活の支援【第5期障がい福祉計画】

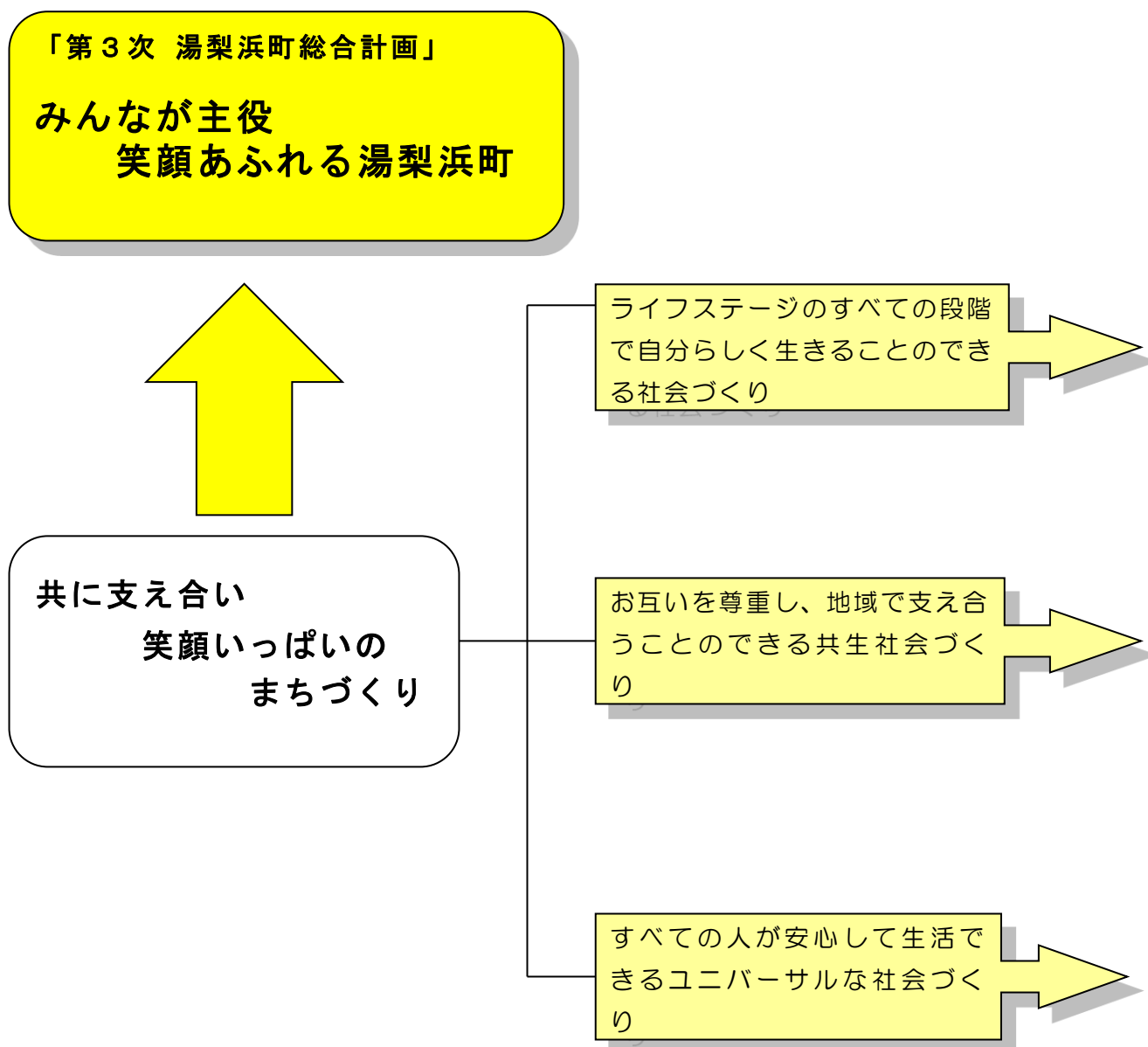
障がいのある人が安心した生活、より豊かな生活を送れるよう、本人や家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を深めながら、地域生活を支える質の高いサービスの確保及び提供体制の整備を進めます。

7 社会で生きる力を高める支援の充実【第1期障がい児福祉計画】

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、福祉、保健、医療、教育、就労支援等と連携した横断的な支援体制の充実を目指します。また子どもの将来の自立に向けて、生きる力を高めるとともに、障がいのある子どもを育てる保護者や家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域での支援を行い、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する縦断的な体制の構築を図ります。

4. 施策の体系

【目指す社会像】



【基本目標】

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

【施策の展開】

- 共生社会への啓発活動の推進
- 人権・権利擁護の推進
- 地域における支え合い活動の促進

【主な事業例】

- ・あいサポート運動の推進
- ・ヘルプマークの普及促進
- ・障がいのある人の人権に関する啓発・広報活動の充実
- ・福祉教育の推進
- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進
- ・地域の見守り・支え合い活動の活性化
- ・交流機会拡大、充実による相互理解の促進

2. 障がいのある人の社会活動支援

- 就労の支援
- コミュニケーション支援の充実
- スポーツ、レクリエーション、生涯学習の充実

- ・障がい者雇用の促進、普及啓発
- ・福祉的就労の推進と一般就労への移行支援
- ・就労定着支援
- ・視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実
- ・町行事における手話通訳者の派遣促進
- ・移動手段の支援
- ・生涯学習の推進
- ・障がい者スポーツの推進

3. 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進

- 健康づくり、予防活動の充実
- 保健、医療との連携
- 発達障がい、高次脳機能障がい、精神に障がいのある人への支援
- 多面的な関わりを要する人への支援

- ・健康教育、健康相談の充実
- ・妊産婦、乳幼児に対する支援
- ・早期療育体制の強化
- ・在宅医療・在宅ケアの充実
- ・発達障がい、高次脳機能障がいのある人の相談支援体制の充実
- ・精神疾患・精神障がいの理解促進
- ・思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立
- ・ひきこもりの人への支援推進

4. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりの総合的推進
- 住宅・生活環境の整備
- 道路・交通環境等移動手段の整備

- ・公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
- ・福祉のまちづくり計画の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進
- ・歩行空間の整備
- ・ハートフル駐車場の利用促進

5. 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

- 日常における「支え愛活動」の推進
- 災害時支援体制の強化

- ・支え愛マップの普及、活用
- ・防災訓練の充実
- ・福祉避難所の整備検討
- ・自主防災組織の育成強化
- ・障がいのある人の防災・減災対策

